



平成24年(ワ)第49号、第133号、第319号、第488号

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

準備書面 6

2012年11月30日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井

優

弁護士 池永

満

弁護士 西龍太郎

西

弁護士 東島浩

幸

弁護士 植島敏

雅

弁護士 長戸和

光

外

目 次

第1	はじめに	4 頁
1	本書面の目的	4 頁
2	本書面の構成	5 頁
第2	事故が起きなくても原発は多種多様の被害を全国民にもたらす	6 頁
1	はじめに	6 頁
2	原発によってもたらされる地域支配と民主主義の破壊	6 頁
(1)	はじめに	6 頁
(2)	原発マネーによる立地・周辺地域の懷柔と地域破壊	7 頁
(3)	原発必要・安全宣伝と情報の隠ぺい・操作とその結果としての民主主義の歪み	8 頁
(4)	小括	11 頁
3	原発の稼働によってもたらされる被害	11 頁
(1)	自然環境の破壊	11 頁
(2)	核廃棄物によってもたらされる被害	16 頁
(3)	被ばく労働によってもたらされる被害	21 頁
4	小括	23 頁
第3	事故によって原発は非常に深く広く重大かつ不可逆的な被害を全国民にもたらす	25 頁
1	はじめに	25 頁
2	福島第一原発事故	25 頁
(1)	福島第一原発事故の経過	25 頁
(2)	福島第一原発事故の原因	26 頁
(3)	福島第一原発事故発生後の経緯	30 頁
3	福島第一原発事故によってもたらされた環境汚染	32 頁
(1)	放射線の危険性	32 頁
(2)	福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質	35 頁
(3)	福島第一原発事故によって海洋に放出された放射性物質	39 頁
(4)	小括	42 頁

4 福島第一原発事故によって原発立地及び周辺地域にもたらされた被害	・ 4 2 頁
(1) 事故後の避難	・ 4 2 頁
(2) 避難によってもたらされた生命・健康被害	・ 4 6 頁
(3) 進まない除染	・ 4 8 頁
(4) 顕在化しつつある放射線被ばくの影響	・ 5 2 頁
(5) 原発労働者の被ばく	・ 5 6 頁
(6) 産業にもたらされた影響	・ 5 8 頁
(7) 社会的被害	・ 6 0 頁
(8) 不十分な損害賠償制度	・ 6 5 頁
5 全国に拡大する福島第一原発事故の被害	・ 6 8 頁
(1) がれきの拡散、汚染された生産品等の流通等による社会的混乱・軋轢	・ 6 8 頁
(2) 除染に伴う巨額の利権構造	・ 7 3 頁
(3) 莫大な事故処理費用	・ 7 4 頁
6 福島第一原発事故の『最悪シナリオ』	・ 7 6 頁
7 福島第一原発事故後も繰り返される情報の隠ぺいとメディア支配、地域 支配	・ 7 9 頁
8 小括	・ 8 0 頁
第4 結語	・ 8 1 頁

第1 はじめに

1 本書面の目的

原告らは、原告ら第3準備書面において、本件訴訟における被害論の総論として、被害をもたらした加害の構造に着目しながら、原発がもたらす被害についての原告らの基本的な考え方について述べた。

すなわち、本件訴訟において原告らが主張している「被害」、言い換えるならば、原発がもたらす人格権侵害、生存権侵害とは、福島第一原発事故に象徴される重大事故によってもたらされる生命・健康に対する侵害のみを指すのではなく、我が国に原発が導入されて以来、全国各地に原発が立地され、終に福島第一原発事故という史上最大最悪の環境破壊事件・産業公害事件が生み出されるに至ったすべての歴史的過程において、原発によってもたらされてきた、我々の人格的生存、及びその基盤となる自然環境や地域社会、民主的な市民社会に対するあらゆる危害の総体を指すのである。

原発をめぐる被告国や被告九州電力をはじめとする地域独占の電力会社の加害の構造は、①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的な公害企業性、④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配によって特徴づけられる。

被告国や被告九州電力をはじめとする地域独占の電力会社は、被告国の原子力政策のもと、国策民営事業として原発を推し進めるために、原発がもたらすあらゆる害悪を国家ぐるみでことごとく隠ぺいして我が国の民主主義を歪め、地域独占の電力会社は、国策民営の庇護のもと、その圧倒的な資本力と社会的影響力によって財政難に喘ぐ原発立地を支配して危険極まりない原発を次々と押し付け、原発立地の豊かな自然環境にたいする搾取と破壊、原発労働者をはじめとする人間に対する搾取と破壊、原発立地の地域社会に対する搾取と破壊を繰り返し、ただひたすらに企業利益のみを追求してきた。

福島第一原発事故に象徴される原発事故は、このような原発をめぐる加害の構造によって隠ぺいされ増幅されてきた原発の本来的危険性と、搾取と破壊を繰り返されてきた自然環境や地域社会に累積した被害が極限に達して破断した、必然の結果に過ぎない。

そして、福島第一原発事故に象徴される原発事故は、我が国の国土を瞬く間にそして半永久的に汚染し、そこに広がる自然環境や地域社会に対して、事後回復が不可能なほどに半永久的かつ壊滅的な打撃を与えるものであり、その被害は、原発事故をもたらした加害の構造によって拡大し増幅していくことになる。

本書面は、このような原発がもたらす被害の総体について、全体像を示すことを目的とするものである。

2 本書面の構成

本書面は、大きく分けて、「事故が起きなくても原発は多種多様の被害を全国民にもたらす」こと（後記第2）と、「事故によって原発は非常に深く広く重大な被害を全国民にもたらす」こと（後記第3）とによって構成される。

「第2 事故が起きなくても原発は多種多様の被害を全国民にもたらす」においては、まず、原発が導入され推進される過程から、操業中そして廃止後までにも一貫して継続する「地域支配と民主主義の破壊」について述べ（後記第2、2），次いで、原発を稼働することによってもたらされる被害として、自然環境の破壊（同3、（1）），核廃棄物がもたらす被害（同（2）），被ばく労働がもたらす被害（同（3））について述べる。

次に、「第3 事故によって原発は非常に深く広く重大な被害を全国民にもたらす」においては、その被害について、わが国で現実に起こってしまった原発の危険性の象徴となった「福島第一原発事故」を題材に述べることとし、あわせて世界における原発の危険性の象徴ともいべきチェルノブイリ事故についても考察する。まず、福島第一原発事故の発生、原因、経過について述べたうえで（後記第3、2），福島第一原発事故によってもたらされた環境汚染（同3），福島第一原発事故によって原発立地及び周辺地域にもたらされた被害（同4），全国に拡大する福島第一原発事故の被害（同5），そして福島第一原発事故によって生じ得た『最悪シナリオ』（同6）について述べる。

最後に、原告らの今後の主張立証の予定と、御庁に期待された役割について述べる（第4）。

以下、詳述する。

第2 事故が起きなくても原発は多種多様の被害を全国民にもたらす

1 はじめに

福島第一原発事故で原発の危険性が改めて認識されているが、原発はかかる事故が起きなくても、多数の国民に多種多様の被害をもたらす施設である。しかも原発がもたらす被害は操業中はもとより、その前の導入計画、立地計画段階から始まっており、そして操業をやめた後でも、やはり被害を与え続けているのである。以下、導入計画、立地計画段階からすでに始まり、その後操業中そして廃止後までにも一貫して継続する「地域支配」「民主主義の破壊」「情報隠ぺい」、操業によりもたらされる「自然環境の破壊」「労働者や周辺住民への被ばく」、操業の結果生じる「核廃棄物による被害」など、代表的なものを論じる。もちろん「事故が起きなくても生じる原発による被害」はこれらに尽きるものではなく、あくまでも代表的なを取り上げており、今後も追加主張していく予定である。

2 原発によってもたらされる地域支配と民主主義の破壊

(1) はじめに

原発は、一旦重大事故が生じた場合に人体や生命に対して極めて甚大な被害を与え、その空間的・時間的範囲は他の産業公害とは比べものにならないほどに広範である。また、原発は、危険極まりない放射性廃棄物を、その処分方法の目処すら立たないまま次々と生み出し、重大事故のリスクを自ら増幅させている。さらに、原発を稼働させるためには多数の原発労働者の被ばくが不可避であり、また、通常運転によっても環境中に一定量の放射性物質を放出せざるを得ない。

民主主義が正常に機能しているならば、そのように危険かつ国民生活への悪影響の大きい原発を推進する政策を、国民が支持をするはずなどない。立地を望む自治体など現れるはずもなく、立地候補とされた地域の周辺住民は当然に受け入れに反対をする。

さらに、原発が一旦重大事故を起こした場合の損害額は天文学的な数字となり、民間企業の行う営利事業としても成り立たない。

そのような原発を、それでも敢えて導入・推進するために、様々な手段が用いられた。

まずは、商業用原発の研究開発から実用化までを被告国が行い、原発事故の損害賠償責任の額と責任範囲を限定する法整備を行うことで、民間企業による原発導入・稼働を可能とさせた。

そのうえで、原発を国民に受け容れさせるために、被告国と電力会社がそれぞれ、原発は安全な施設である、資源小国の中日本にとって、あるいは今後の環境保全のために原発が必要であるといった宣伝を、あらゆるメディア、教育機関を利用して、極めて大規模かつ継続的に行い、国民意識を誘導した。

その一方で、原発の推進にとって不利となる事実・情報は徹底的に隠ぺいし、メディアを支配することでそのような情報が報道されないための体制も造った。原発反対の国民世論の存在が知られることのないように、シンポジウム等における、いわゆるやらせも行われた。

そして、立地候補となった自治体に原発を受け入れさせるために、被告国と電力会社によって極めて多額の原発マネーが当該自治体に注入され、標的とされた財政的に貧しい立地自治体は懐柔された。

以下では、原発を国民に、地域に受容するために採られた手段と、そこから生じた被害を概説する。

(2) 原発マネーによる立地・周辺地域の懐柔と地域破壊

ア ひとたび重大事故が起こると、原発は、まず周辺地域の住民と環境に深刻な被害をもたらす。原子炉立地安全審査指針が、原子炉敷地は人口密集地帯から離れていることを求めているのも、重大事故の可能性を想定しているからに他ならないが、そのような最悪の迷惑施設を、低人口地域であろうが受け入れる自治体などあるはずがない。

それでも敢えて原発を受け容れさせるために、財政的に困難を抱えた或いは過疎に悩む自治体を狙い撃ちにするかのように、電力会社は巨額の税収見込みを、被告国は電源三法交付金をちらつかせ、現在の立地自治体に原発導入を決意させてきたのである。もちろん、立地自治体が原発を受け容れた前提には、原発は絶対に重大事故を起こさないという「安全神話」があったことは間違いない。

イ かつて「佐賀のチベット」といわれた玄海町も、そのような立地自治体のひとつである。

総工費 9018 億円をかけて建設された玄海原発は、玄海町に多額の税収をもたらした。電源三法交付金とあわせた巨額の原発マネーにより、玄海町は財政力指数で 1.43（全国平均 0.53、佐賀県平均 0.54）をマークする全国トップクラスの財政力（平成22年度データで22位）を有する

に至っている。町収入の6割を原発マネーに依存している玄海町の財政は、もはや玄海原発なしには成り立たず、行政レベルで原発依存が生じているのである。

また、玄海町では、町民の一割が「協力会社」従業員として原発労働に直接従事しており、作業員相手の宿泊施設、飲食店、タクシー会社など原発から間接的に利益を得ている者を含めると、町民の半数以上が何らかの形で原発によって生計を立てているといわれており、原発依存は民間レベルでも顕著である。

ウ このような行政・民間レベルでの原発依存は、程度の差こそあれ全国すべての原発立地自治体に見られる傾向である。

町全体が原発需要に依存して生活が成立するという経済的・社会的構造が構築され、原発以外の産業を興す必要はなく、原発の操業こそが町の維持・繁栄につながるという思考パターンに陥り、ついには、福島第一原発事故の悲惨な被害を目の当たりにした後ですら、「一日も早い再稼働を望む」（岸本英雄玄海町長）といった原発再稼働を望む声が上がるほど、全国各地の立地自治体の行政と住民は原発マネー漬けにされているのである。

このような原発城下町とすらるべき支配構造の下では、「町の繁栄を妨げる」原発反対の声は搔き消され、封殺される。原発賛成の圧倒的多数の声が議会を支配し、誘致決議が繰り返されて原子炉の増設が進み、单一サイトに多数の原発が集中し、事故の危険性をますます増大させてきたのである。

エ 小さな自治体に巨額の原発マネーが注ぎ込まれたことで、地域社会の混乱も生じた。

玄海町に被告九州電力から交付された、町の年間予算にも匹敵する用地買収費用は、その後に玄海町前町長の逮捕を含めた汚職事件を引き起こす発端となった。

漁業補償金は、陸域住民と漁民との間に深刻な対立を生む原因となった。

オ このように原発マネーは、立地自治体の財政構造を歪め、地域産業を破壊し、民主主義を歪め、さらには地域の人心の荒廃すらも引き起こしたのである。

(3) 原発必要・安全宣伝と情報の隠ぺい・操作とその結果としての民主主義の歪み

ア 原発必要・安全宣伝

原発が本質的にもつ加害性は、本来であれば、到底、国民に受容されるものではないが、それにもかかわらず原発を導入・推進するために、被告国と電力会社は、原発が安全・必要であるとの宣伝を、膨大な資金を注入し、あらゆる宣伝媒体を駆使し繰り返し行ってきた。

その宣伝の手法のポリシーは、文科省や経産省の委託を受けて原発を推進するために学校教育や報道機関に情報提供を行っている文科省所管の公益財団法人「日本原子力文化振興財団」がまとめた「原子力P A方策の考え方」に端的に表れている。

以下は、「原子力P A方策の考え方」からの抜粋である。

- 「繰り返し繰り返し広報が必要である。新聞記事も、読者は三日すれば忘れる。繰り返し書くことによって、刷り込み効果が出る。」
- 「政府が原子力を支持しているという姿勢を国民に見せることは大事だ。信頼感を国民に植え付けることの支えになる。」
- 「原子力の『必要性』『安全性』は電力会社が主張するより、本来、国が主張するべきだ。」
- 「原子力による電力が“すでに全電力の三分の一も賄っているのなら、もう仕方がない”と大方は思うだろう。」
- 「教科書（例えば中学の理科）・・・記述を注意深く読むと、原子力発電や放射線は危険であり、できることなら存在してもらいたくないといった感じが表れている。これではだめだ。厳しくチェックし、文部省の検定に反映させるべきである。」
- 「停電は困るが、原子力はいやだ、という虫のいいことを言っているのが、大衆であることを忘れないように。」
- 「ドラマの中に、抵抗の少ない形で原子力を織り込んでいく。」
- 「何かの時には、原子力に好意的な文化人をコメントーターとして推薦できるようにしておく。」

このポリシーにそった宣伝を行うために、被告国は膨大な国費を注入し、被告九州電力をはじめとする各地の電力会社は、地域における完全な独占企業であり競争相手がいるわけでもないにもかかわらず、大量の宣伝広告費をメディアにばらまいてきた。その策動は一定功を奏し、「原発は安全であり必要である」という意識が多くの国民に植え付けられ、福島第一原発事故以前

には、原発反対の世論が多数派となることはなかったのである。

イ メディア支配

さらに電力会社は、原発反対派の存在、原発事故といった不都合な事実が国民の目に晒されるのを防ぐために、メディアを支配した。

電力会社は、消費者から電気料金の原価として徴収した巨額の広告費を用いて、競争相手がいるわけでもないのに、マスメディアなどを通じて自らの企業活動を正当化する宣伝・広告活動を展開してきた。その結果、大手マスコミは、大口の広告依頼主である電力会社にとって不都合な事実の報道は自粛するようになったのである。2012（平成24）年3月から毎週金曜日に首相官邸前にて、被告国や電力会社に対して脱原発を求める10万人規模のデモが行われているが、当初、主要マスメディアはこのデモを全く取り上げようとはしなかったことはその端的な例である。

ウ シンポジウム等におけるやらせ

大手メディアを支配するだけではなく、立地地域における反対派の存在を隠すため、原発のシンポジウムあるいは住民説明会などにおいて、被告国あるいは電力会社の関係者が、一般参加者になりすまして原発推進の意見を述べるという、いわゆるやらせも繰り返し行われてきた。

記憶に新しいところでは、2011（平成23）年6月26日に行われた玄海原発県民向け説明番組におけるやらせメール問題がある。これは佐賀県と被告九州電力の共謀により行われたものであるが、あろうことか被告国の関与の下に行われたやらせ事件が複数存在していたことが、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会の最終報告書」においても報告されているのである。

エ 事故隠し

そして、被告国と電力会社にとってもっとも隠匿したい情報が、原発の事故情報である。事故の情報は、原発の安全性に対し国民に疑いを抱かせるものであると同時に、点検・補修のために原発の運転停止を余儀なくさせるものである。その両者を避けるために、電力会社は、頻発する事故を過小に報告し、あるいは事故 자체を隠ぺいしてきた。

2002（平成14）年に明らかとなった東京電力シャウドひび隠し事件は、原発にとって致命的な事故・欠陥があろうとも、それが被告国と電力会社によって組織的に隠ぺいされる体質を明らかにした。

玄海原発においても、2011（平成23）年12月の3号機冷却水漏れ事故が公表されなかつたことなどに見て取れるように、福島第一原発事故後においてもなお事故隠ぺい体質が温存されている。

オ このように、被告国と電力会社による国民意識の誘導は、メディアの支配という全国レベルのものから地域の説明会のレベルのものまであらゆるレベルで徹底して行われ、その結果、国民は、原発導入・推進の是非という自らの生存にすら関わる重要な事項を判断する機会を奪われたのである。これは民主主義の破壊に他ならない。

（4）小括

被告国と電力会社は、かくも徹底して立地自治体を支配し、原発の危険性から目を背けるように国民意識を誘導してきた。そうしなければ決して受け容れられないのが原発という存在だからである。

被告国と電力会社による地域支配は、当然の結果として立地自治体の財政・産業構造を歪めた。地域住民同士の分断や人心の荒廃すら引き起こした。国民意識を「原発必要・安全」に誘導し、国民から自らの生存に関わる判断の機会すら奪うという民主主義の破壊を徹底して行った。

被告国と電力会社が共同して行ったこれらの策動は、それ自体が大きな被害を生みながら、日本社会に原発を根付かせ、次に述べるように、原発自体のもつ加害性、危険性を増幅させ、現実化させていったのである。

3 原発の稼働によってもたらされる被害

（1）自然環境の破壊

ア 原発稼動の過程で排出される温排水、放射性物質

（ア）原発の仕組み

原発では、原子核分裂時に発生する熱エネルギーで高圧の水蒸気をつくり、蒸気タービン及びこれと同軸接続された発電機を回転させることによって発電している。

ただ、熱エネルギーのすべてを電気エネルギーに変えることはできず、その転換の効率（熱効率＝電気出力／熱出力）は、原発の場合、およそ33%程度であって、残りの約3分の2のエネルギー（発電量の約2倍）は、廃熱として環境中に排出される。原発の熱効率は、火力発電所などと比較

して著しく低い。

(イ) 原発稼動によって排出されるもの

i 温排水

原発稼動の過程で環境中に排出される莫大な廃熱は、いわゆる「温排水」として、海に捨てられている。

ii 放射性物質

原発稼動の際、核分裂反応を起させており、それに由来する放射線及び放射能が環境中に放出されている。

イ 温排水の問題

(ア) 概要

i 排水量、水温

原発の稼動の過程で生み出される莫大な量の廃熱は、冷却水の取水ー放水システムを通して、海に捨てられている。このため、我が国の原発はどこも海岸に立地している。

まず、海水は、発電所の取水口から取り込まれ、発電所内で廃熱を受け取って温度が上昇し温排水となって放水口から排出される。海に戻される温排水の温度は、取水口から取り込まれる海水の温度よりも7度程度高くなる。

この廃熱プロセスに用いられる海水の量は莫大なもので、玄海原発1号機でおよそ毎秒4.2m³、同2号機もおよそ毎秒4.2m³、同3号機はおよそ毎秒8.8m³、同4号機もおよそ毎秒8.8m³程度の海水が冷却水として使われている。したがって、玄海原発の4機の原子炉がすべて稼動している状況では、合計で、およそ毎秒26.0m³もの海水が冷却水として取水され、それが温排水として海に排出され、温排水は排出口から沿岸域に広範囲に拡散することとなる。

その水量は、九州最大の河川である筑後川の平均水量毎秒約9.5m³の2.7倍にもなる。すなわち、玄海原発周辺海域では、筑後川2.7個分の流量に相当する海水が、一時的ではなく恒常的に取水、排水され、沿岸域に広範囲に拡散していることとなる。

ii 次亜塩素酸ソーダ（生物付着防止剤）の大量投入

原発の冷却水には海水を利用しているため、取水に際し、海水と一緒に植物プランクトンや、貝類、甲殻類、多毛類などの幼生が取り込まれ

てしまう。これらが発電所の冷却水システムの内部に付着し成長すると、冷却水の流れが妨げられ、発電所の稼動に支障をきたすこととなる。

そこで、これらの生物の付着を抑制する目的で、次亜塩素酸ソーダ（生物付着防止剤）が大量に冷却水に注入され、温排水として海に排水されている。

iii 温排水に含まれる放射性物質

冷却水は冷却の過程で放射性物質を含有し、そのまま海域へ排出される。この問題については「第2，3，(1)，ウ」で後述する。

iv 小括

温排水の問題というのは、周辺海域よりも7℃も高温で、かつ有害物質を多量に含んだ巨大河川が突然、恒常的に出現したようなものであり、河口域、沿岸域の自然環境及び生物に甚大な影響を及ぼすものである。

(イ) 温排水による影響

i 幼稚魚の死滅

前述のとおり、取水の際に海水と一緒に取り込まれた植物プランクトンや、貝類、甲殻類、多毛類などの生物が冷却水システムの内部に付着するのを抑制するために次亜塩素酸ソーダが大量に投入されている。

その結果、生物達は、次亜塩素酸ソーダの有毒作用にさらされ、続いて、復水器の配管内部を通過する際に、急激な水温上昇（ヒートショック）を受けることとなる。

これにより多くの生物が死滅または衰弱させられることとなる。

しかも、それは、極小、一時的なものではなく、筑後川の約2.7倍にものぼる大量な海水及びそこに含まれる生物が、原発が稼動している限り四六時中恒常的にその様な状態におかれ続けているということを意味する。

ii 海水温上昇による生態系の異変

また、周辺海域と7度も温度差がある温排水が恒常的かつ大量に海の同じ場所に排水されており、これは、原発の周辺に局所的に高水温の海域が常時出現していることを意味する。

これによって沿岸域の生態系は大きな影響を受けることとなる。例えば佐賀県玄海沖が分布の南限となっているような冷水系の生き物たちは、この温排水によってもたらされた温暖化によって姿を消すことになる危

陥性がある。また、本来、佐賀県玄海沖ではみられなかった熱帶・亜熱帶性の「外来生物」を呼び込む危険性がある。本来、熱帶域からの外来種が船舶のバラスト水などを通じて持ち込まれたとしても、温帯の日本では越冬できないために定着に至らないことが多いが、原発では莫大な量の廃熱を恒常に海に捨てているため、局所的に冬季にも水温低下が起こらない海域（ホットスポット）ができてしまう。そこは、熱帶性外来種の定着の場所となりやすく、そこを足がかりにして、外来種の分布がさらに拡散することを助長する恐れがあり、沿岸域の生態系を搅乱させることとなる。

iii 溫暖化

被告らは、温暖化防止のために原発を推進すると主張するが、これまで見てきたように、原発は、火力発電所以上に、沿岸域の温暖化に寄与しているといえる。

（ウ）温排水問題の負の連鎖

温排水によって原発周辺の海域の水温を上昇させ、その海水を再び取水して冷却水として用い温度を上昇させた上で排水し、さらにその海水を取水して冷却水を使う。つまり、原発を稼働させている限り、温排水の再循環が永遠に続くこととなり、さらなる高温化、温暖化を促進させることとなる。

このような温排水の連鎖は原発の稼動をやめない限り永遠に続くものである。

ウ 通常運転時の廃棄物（放射性物質）の問題

原発では、核分裂反応の過程で放射線及び放射性物質が生じるが、それが排気や排水を通じて外部に放出されている。外部に放出される放射性物質の量については、モニタリング調査によって、法令が定める濃度を超えないよう管理しているという。

しかし、仮に、法令に定められた濃度を超えない「微量」であっても、フィルターを通り抜けたヨウ素、クリプトンなどの気体は排気筒から、トリチウムなどの液体は温排水に混ざり、確実に外部に廃棄されているのである。

また、汚染された炉内作業員の作業服を洗濯した水も、温排水にまぜて海へ排出されている。

さらに、固形物は焼却して低レベル放射性廃棄物として保管することにな

るが、燃やす際に、煙突から大気中に放射性物質が排出されている。

このように、通常運転時においても恒常に放射性物質が外部に放出され続けているのである。

エ 原発周辺で見られる生物（人類を含む）の異常

（ア）原発周辺海域でみられる海洋生物の異変

原発の温排水排出口がある沿岸域においては、他の海域では見られないクジラやイルカ、ウミガメ、サメ、エイなどの海洋生物の死亡漂着や異常行動が相次いで報告されている。

（イ）原発周辺自治体で異常に高いがんや白血病死亡率

原発立地自治体及び周辺自治体においては、他の地域と比較して、がんや白血病死亡率が高いことが確認されている。

i ドイツ政府の調査

ドイツでは、原発周辺では放出放射能に起因して健康上何らかの影響があるのでないかという問題が30年以上議論されてきたことを受け、政府が調査研究を行った。その結果、2007（平成19）年12月、ドイツ環境省（連邦環境・自然保護・原子力安全省）と連邦放射線防護庁は、「通常運転されている原子力発電所周辺5km圏内で小児白血病が高率で発症している」という内容の調査研究の成果を公表した。これによると、ドイツ国内の原発周辺地域、特に5km以内に住む5歳以下の子どもの小児がんと小児白血病の発症リスクが高く、発症する危険性は居住地と原発立地地点の距離が近いほど増加することが判明した。

ii フランス放射線防護原子力安全研究所の調査

フランス放射線防護原子力安全研究所の調査によって、フランスにある原発の5km圏内に住む子どもたちは、通常の1.9倍の割合で白血病を発症する率が高くなり、5歳未満では2.2倍高くなることが判明した。

この調査は、2002（平成14）年から2007（平成19）年までの期間における小児血液疾患についての国家記録をもとに、白血病にかかった15歳以下の子ども2753人と、同様の社会環境で生活する同年代の子どもたち総数3万人を比較する統計学的調査によるものである。

iii 泊原発（北海道）周辺のがん死亡率

北海道の全市町村のがん死亡率を3か年比較した統計によると、がん死亡率（3か年分）の最大は泊村の2500人／10万人で、最小であった

千歳市の600人／10万人のおよそ4.1倍にものぼった。

このように原発を有する泊村のがん死亡率が異常に高いことが分かる。

iv 玄海原発周辺の白血病死亡率

2009（平成21）年9月、佐賀県唐津市の市議会において、玄海原発周辺住民の白血病死亡率が異常に高いことについて的一般質問が行われた。

この時、唐津市議会で答弁に立った唐津市保健福祉部長は、佐賀県保健統計年報を引用し、人口10万人あたりの白血病死亡率は、全国平均が6.0人、佐賀県全体で9.2人、唐津保健福祉事務所管内では16.3人となると答えた。

唐津保健福祉事務所管内の内、玄海町に限ると、白血病死亡率は10万人あたり61.1人となる。

つまり、玄海原発周辺である唐津保健福祉事務所管内の地域での白血病死亡率は、全国平均の約2.7倍も高く、玄海町での白血病死亡率は、全国平均の約10倍も高いのである。

オ 小括

以上にみたように、原発は事故を起こさない通常運転時においても、常時大量の温排水を排出することによって周辺海域の環境を激変させ、海洋生態系に大きな影響を与えていた。

また、通常運転時にも排気や排水等を通じて放射性物質を外部に放出し続け、自然環境を破壊している。

そして、海洋生物だけでなく人間の生命健康（特に白血病やがん）についても、他地域と比較して顕著な違いが表れている。

このように、原発がもたらす自然環境に対する搾取と破壊は、原発事故以前から存在し、その被害を累積させていたのである。

（2）核廃棄物によってもたらされる被害

ア はじめに

原発の稼働に伴い必ず生じる核廃棄物は、その存在自体が自然環境、人類をはじめとするあらゆる生命体に対する脅威であり潜在的な被害の蓄積である。原発を稼働させて使用済み核燃料の量を増やすことは、福島第一原発事故を待つまでもなく許されないことであった。

また、原発の稼働は核燃料サイクルの維持を前提に進められてきたところ、既に破綻したことが明らかな核燃料サイクルを強行するために社会にもたらされ、今後もたらされる負担もまた、原発がもたらした被害なのであり、これ以上の被害を拡大させることは許されないのである。

イ 蕁積され続ける使用済み核燃料が人類にとって脅威であること

(ア) 使用済み核燃料の危険性

原発を稼働させると必ず、大量の核廃棄物が生じる。例えば100万キロワット級の原発を1年間稼働させると、ウラン燃料の核分裂によってセシウム、ストロンチウム、プルトニウム、燃え残りのウランなどの核生成物の混合物（いわゆる「死の灰」。以下では「使用済み核燃料」という。）が約30トン生じる。これは、広島に投下された原子力爆弾1000発を爆発させた際に生じる核生成物と同じ量である。

この使用済み核燃料の毒性及び危険性は、他の物質とは比べ物にならないくらいに大きい。

使用済み核燃料1トンに含有される毒物を水で希釈して健康上問題なく飲用として使えるようにすると仮定した場合、必要となる水の量は、使用済み核燃料を取り出して1年経過していても、琵琶湖の貯水量の約36倍分を必要とするほどの毒性である（国会事故調査報告書・136頁）。そして、この毒性は人間の時間的単位からすれば永遠ともいえる期間存続し、使用済み核燃料を原子炉から取り出して約1万年経過した時点でも、飲用水として健康上問題なく飲用できるように希釈するには、琵琶湖の貯水量の約3分の1の水を必要とするほどである（国会事故調査報告書・136頁）。

さらに、使用済み核燃料は、原子炉から取り出してもなお高い熱を発し続けることから極めて高い危険性を有する。その発熱量は、原子炉停止から3日後でも1分間に140リットルの水を蒸発させるほどである。そして、原子炉から取り出して10年が経過しても、燃料1トンあたりの崩壊熱は2000ワットもあるのである。したがって、使用済み核燃料は常に冷却し続けなければならない。仮に冷却に失敗した場合には使用済み核燃料が溶けて燃料被覆管が破損し、前述のような膨大な量の放射性物質が外部環境に放出されることになる。

実際に、福島第一原発事故では、使用済み核燃料が貯蔵されていた4号

機の安全性が特に懸念されていた。4号機原子炉建屋が爆発により大破した際、米国NRC（アメリカ合衆国原子力規制委員会）は在日米国人に対して50マイル圏内からの脱出を呼びかけ、国内においても危険範囲が首都圏にまで及ぶ可能性があるとの議論がなされたが（国会事故調査報告書・168頁）、これらの議論は使用済み核燃料が極めて高い危険性を有するからこそその議論であった。現在でも福島第一原発では4号機の使用済み核燃料プール中の使用済み核燃料の取り扱いが重要事項となっているところ、仮に冷却に失敗することになれば、首都圏までが避難範囲となるおそれがあるほど、その危険性は高い。

（イ）技術的に無毒化することが不可能

これまで地球上に存在してきた物質の毒性は化学的結合に起因するため化学的処理を施すことによって無毒化し、または無毒化する技術が確立するまで保管し続けることが可能である。これに対し、使用済み核燃料の毒性は原子核の性質つまり核力による陽子と中性子の結合がもたらす性質であるから、化学的な処理で無害化することはできない。そして、これからも、放射性物質を無害化する技術が確立する目途はたっていないのである。

使用済み核燃料の毒性は他の物質の毒性とは全く異なるものであること、それゆえに無毒化するのが技術的に不可能であることを理解することが重要である。

（ウ）絶対安全に保管、輸送できることの保証がない

使用済み核燃料は、少なくとも数万年単位の管理を要する。しかも、その毒性及び危険性故に、人間世界から確実に隔離して管理することが必要である。ところが、人類は、数万年どころか数百年単位ですら、ある物質を人間世界から確実に隔離して保管した実績はないのだから、保管中の絶対の安全性の保証はない。そもそも最終処分場すら決まっておらず、地中処分を行うことを前提とすれば、安全に数万年保管できる最終処分場を日本国内で見出すことは不可能であると言い切っても過言ではないのである。

現在、使用済み核燃料は最終処分までの暫定的な措置として、各原子炉の使用済み核燃料プールまたは青森県六ヶ所村の再処理工場の原材料プールに保管されている。しかし、これらの施設はそもそも耐用年数がせいぜい数十年だから半永久的に保管できるわけではなく、また、耐用年数内においても、自然事象への安全対策が有効性を持たないことは福島第一原発

事故によって実証された上に、人為的な事象（例えばテロ）に対する実効的な対策はほとんどとられていない。保管時における事故リスクは極めて高いといわざるを得ない。

さらに、使用済み核燃料を保管場所まで輸送する際のリスクは、通常の交通事故、海上事故のリスクと同様であり、実際に事故は起きている（原子力市民年鑑2011－2012・307頁）。そして、輸送時に大規模な地震やテロなどが起きた場合の備えはない。

使用済み核燃料の保管、輸送時の絶対の安全は誰にも保証できないのである。

(エ) 小括

原発の稼働によって生じる使用済み核燃料は極めて高い毒性を有するから、仮に保管または輸送に失敗して放射性物質が環境中に漏出すれば、最悪の場合には日本国民どころか人類を破滅に追いやるほどの危険性を有する。ところが、人類は、使用済み核燃料を無毒化し、かつ、安全に保管する技術を持たないのである。

そうであれば、使用済み核燃料を生成し続けることは、それ自体が我々の人格的生存に対する重大な脅威であり、ひいては将来世代の人格的生存に対する重大な侵害として許されない被害の蓄積である。原発を稼働させ使用済み核燃料を生成し続けることは、原発事故の発生を待つまでもなく、許されないものだったといわなければならない。

ウ まやかしの核燃料サイクルが社会にもたらした被害

(ア) 核燃料サイクルとは

核燃料サイクルとは、一連の核燃料の流れ、「ウランの採鉱 - 精製 - 転換 - 濃縮 - 燃料製造、使用済み燃料の再処理 - 放射性廃棄物の処理処分」をいう。

我が国では、核燃料サイクルの確立を目指して高速増殖炉の開発がなされてきた。また、高速増殖炉の運転には使用済み核燃料を再処理して取り出したウラン・プルトニウム混合物が前提となることから、青森県六ヶ所村に再処理工場が建設された。

(イ) 核燃料サイクルの破綻と再処理が意義を失ったこと

しかし、高速増殖炉は世界的に見ても各国が次々と開発を断念し、日本においても高速増殖炉の原型炉（実験炉の次の段階の炉。商業用原子炉の

前の段階。)である「もんじゅ」が1995(平成7)年12月にナトリウム火災を起こして以降15年間運転を停止し、その開発に完全に失敗していた。そうであれば、高速増殖炉稼働の前提となる再処理工場ももはや不要である。しかも、六ヶ所村の再処理工場は、技術面で大きな不安があるため運転を始めれば日本全土を汚染するほどの重大事故を起こすおそれがある上に、経済的側面においても全く合理性がない。また、通常運転時に排出される放射性物質による環境汚染も甚大である。したがって、放射性廃棄物再処理の推進は愚挙であるといつてもよい。

(ウ) 再処理路線の推進とプルサーマル導入によりもたらされた負担

しかし、それにもかかわらず、我が国では、再処理路線の推進を続け、その推進のために1997年ころから「プルサーマル計画」(本来ウラン燃料を燃やすことを想定して作られている従来の原子炉でプルトニウム燃料を燃やす発電方法)を導入し、2009年から玄海原発を始め各地の原子炉でプルサーマルが開始された。

プルサーマルは余剰プルトニウムを消費することだけを真の目的として導入されたものであり、経済的、安全性、合理性のいずれも通常の原子炉に劣るものである。導入過程においては燃料の品質管理のデータねつ造問題や、説明会におけるやらせ問題などを生じさせて社会に混乱をもたらし、稼働時には通常のウラン燃料よりも高いMOX燃料購入費が電気代金に上乗せされることになった。プルサーマルを強行に導入したが故に、安全面・経済面で社会に負担が強いられたのである。

また、核燃料サイクルの破綻は明らかだったにもかかわらず、プルサーマルという何ら合理性のない策を弄してその破綻を隠し、再処理推進策が維持されて青森県六ヶ所村に使用済み核燃料が運び込まれてきた。そのため、日本では使用済み核燃料の貯蔵量が限界に近付いている。核燃料サイクルが破綻している以上、六ヶ所村に貯蔵されている使用済み核燃料はいずれ各地の原発に返還されることとなろうが、既にどの原発でも貯蔵量は満杯に近いから、その受け入れ先を巡って社会に混乱をもたらすことは必至である。被告国は、再処理をいまだに維持しようとしているが、六ヶ所村から使用済み核燃料が各地の原発に返還されるのを防ぐための欺瞞でしかない。このような欺瞞を重ねて原発を稼働し続ければ、使用済み核燃料は完全に行き場を失うことになるだけの運命だったのである。

(エ) 小括

核燃料サイクルが安泰であると見せかけるためにプルサーマルという欺瞞が行われた。そして、それによって我が国の使用済み核燃料はますます増えて、その行き場をめぐってさらに混乱を深める悪循環に陥っている。原発を稼働させれば、核廃棄物の受入れを巡る問題が必ず生じる。そして、特に危険な使用済み核燃料については、一地域の問題にとどまらず、社会全体にその受け入れをめぐって混乱と負担をもたらすことになるのである。これもまた、原発がもたらす被害である。これ以上の混乱と負担を拡大させないために、原発は、原発事故の発生を待つまでもなく稼働させてはならなかつたのである。

(3) 被ばく労働によってもたらされる被害

ア 原発労働者とは

労働者とは、労働の対価を得て生活する者であるが、労働は、対価の獲得のみならず、労働力の提供により他者の役に立つことで自己実現を図り、自己や家族を養いながら健康で文化的な生活を営むことを要素とすることから、個人の人格的生存に直結する行為である。

にもかかわらず、原発における労働は、以下に述べるように被ばくすることが不可避であるため、そのような劣悪な環境下での労働は自己実現をないがしろにし、健康や文化的な生活を営むことも困難となり、何より被ばくによって労働者の生命、健康を直接的に脅かすだけでなく、その子孫の生命健康をも脅かすものであり、労働者の人格的生存を根底から蝕むものである。

イ 原発稼働には多数の労働者の被ばくが不可避かつ不可欠であること

原発は事故防止のために13か月ないし24か月に1度の定期検査が義務付けられている（電気事業法54条、同法施行規則94条の2）。

通常運転時も定期検査時も、原発施設内における作業による被ばくが不可避であるため、被告国は原発労働者に許容される被ばく線量を大幅に引き上げている。通常一般人の年間被ばく線量の限度は、 $1 \text{ mSv} / 1 \text{ 年}$ とされているが、原発労働者の被ばく線量の限度は $100 \text{ mSv} / 5 \text{ 年}$ 、かつ、 $50 \text{ mSv} / 1 \text{ 年}$ 、緊急時には、 $100 \text{ mSv} / 1 \text{ 年}$ に大きく引き上げられている（労働安全衛生法及び同施行令電離放射線障害防止規則）。このような被告国による積極的な法的支援がなければ、そもそも原発労働は成り立たないの

であり、ひいては原発は稼働することができないのである。

原発労働者の作業場所は、原発施設内全般であり、原子炉建屋等の高濃度放射線区域もある。放射線管理区域内では外部被ばくのみならず内部被ばくの危険性も大きい。しかも、直前まで稼働していた原子炉付近は暑いえ、放射能漏れ防止のため密閉されて暗く、熱やほこり、何より放射線が逃げにくいという最悪な労働環境である。

被ばくを伴う原発労働者は、上記の許容量を超えると止むを得ないため、実働できる時間は極端に短い。例えば、高濃度放射線区域でボルトを締める作業をすると、入ったらすぐにアラームメーターが鳴り出すため、防護服着用のうえ鉛の肩掛けカバーを掛けて、数秒ずつヒットアンドアウェイを数人で手分けしていかなければならぬ。このように、原発における作業には人海戦術をとらなければならぬ、1基の原発の定期検査に必要な労働者は、約2000人以上にものぼる。もっとも、定期検査の期間は数か月の短期間であるため、電力会社労働者の人員確保を下請業者に頼らざるを得ない。しかも、下請業者も1社だけでは到底人員を確保できないため沢山の下請業者がいるうえ、それが6～8次の多重下請けがなければ必要人員を確保できない。被ばくリスクが高いため労働者を集めるのは難しく、下請業者には暴力団が介入しその資金源になっていることが多い。また、多重下請構造においてそれが手数料を差し引いていくので、1次下請けに支払われる工賃が1日5～10万円としても、実働の6～8次下請けの作業員には1日1万円前後しか支給されない。被ばくした際に支給される被ばく手当もあるが、0.1mSvで1000円程度である。作業人員は、下請作業員が電力会社の正社員の7倍強となっている。

また、被告国はエネルギー政策を原発中心へと転換したため、電力会社の裁量が大きくなり、経済的合理性を優先されてしまっている。定期検査期間に基準はないため、短縮化傾向が強まっており、ますます人海戦術に必要な労働者数が増えている。そのため、1基の原発の定期検査に必要な労働者は3000～5000人にも上っている。しかも、定期検査が遅れて原発の発電ができなければ1日当たり1億円規模のペナルティが課されるため、下請業者は人員確保のため労働者の被ばくを隠している。健康保険厚生年金は2次下請けまでしか把握できていないうえ、下請会社の雇用保険や労災保険はほとんどが完備されていない。

これに対し、原発労働者も短期間しか働けないうえ、許容線量を超えると切り捨てられてしまうため、自らも被ばく隠しをせざるを得ないという負のスパイラルに陥っている。

そして、全国各地の原発の定期検査を渡り歩いていく労働者は原発ジプシーと呼ばれ、このような原発ジプシーは延べ50万人以上といわれる。地元過疎地の市民が、原発立地のため他の産業も発展しないため、働き場所を求めて原発労働に従事することも多い。

しかし、被ばくが不可避で、危険を伴う現場の原発労働者の労災申請数は、極端に少ない。

そして、被ばくによる労災認定は更に少ない。被ばくによる病気のリスクは原爆症認定訴訟やチェルノブイリ等の原発事故後の統計によって明らかであるにもかかわらず、厚労省の発表によると、1976（昭和51）年から2011（平成23）年4月までの間に被ばくによる労災と認められたのは白血病6件、悪性リンパ腫2件、多発性骨髄腫2件の合計10件のみという驚異的な少なさである。ここでも、被告国が電力会社と一体となって原発安全神話を作り上げてきた構造が浮き彫りとなっている。

ウ 小括

このように、原発労働者の被ばくなくして原発の稼働はありえない。劣悪な環境のなか、適正な対価も支払われず、健康管理も労災による保護もほとんど受けられないまま自らの生命、健康を蝕まれ、子孫の生命、健康をも犠牲にして得られるものは、電気でしかない。

原発労働者やその子孫の生命、健康を犠牲にすることなしに操業できない原発は、原発事故の発生を待つまでもなく、その存在自体が憲法上許容されないものであったといわざるを得ない。

4 小括

このように、原発は、福島第一原発事故といった過酷事故が起きていないなくても、我々の人格的生存はもとより、民主主義や個人の尊厳といった我々の依って立つ憲法の理念と到底両立しえない存在であった。

にもかかわらず、被告国や地域独占の電力会社は、徹底した情報の隠ぺいによって我が国の民主主義を破壊し、原発立地の地域社会を支配することによって、原発立地の自然環境に対する榨取と破壊、原発作業員をはじめとする人間の生

命・健康に対する搾取と破壊、地域社会に対する搾取と破壊を繰り返してきた。

そして、このように隠ぺいされ続けた原発の危険性は、破壊された民主主義のもとで確実に危険性を増幅させ、終に福島第一原発事故として破断するに至った。

次に述べる原発事故によってもたらされる被害は、このような原発事故以前から存在した被害の延長線上にあり、福島第一原発事故以前から被告らによって搾取され破壊されてきた自然環境や地域社会の極限の姿であるといえる。

第3 事故によって原発は非常に深く広く重大な被害を全国民にもたらす

1 はじめに

事故云々を議論する以前に、原発は上記のような多種多様の被害を多数の国民に現にもたらしており、そうでなくとも近い将来もたらす可能性が高い。ましてや事故が起きればさらに深刻な被害が生じる。この点については、不幸にも現に起きた福島第一原発事故である程度明らかになっている。そこで以下では、福島第一原発を題材に、やはり実際に起きたチェルノブイリ原発事故の知見を加味して、原発事故が起きた場合どのような被害が生じるのか明らかにしていく。

もっとも、ここで注意しておくべきことは、福島第一原発事故やチェルノブイリ原発事故による被害を見ることによっても、われわれは原発事故がもたらす被害のごく一部を垣間見られるにすぎないということ、それはあくまでも原発の事故により生じる可能性のある被害のごく一部に過ぎないということである。福島第一原発事故は、想定される原発事故の最大のものではないことはもとより、平均値的なものともいえない。むしろ軽く済んで良かったというべきものであり、より大規模な事故が起これば、被害はさらに深刻になる。しかも、そういう「軽く済んで良かった」という福島第一原発事故でさえも、それによる被害は現在進行形で拡大を続けているし、健康被害については今後どのように顕在化していくのか注視しなければならない。このことは事故から25年以上経過したチェルノブイリ原発事故についても、現在でも被害の全貌が明らかになっているとは到底言い難いことからも裏付けられている。

しかし、以下で述べる原発事故による被害のごく一部を見るだけでも、原発事故による被害が極めて甚大なものであることは明白であり、原発の危険性を如実に示すことになる。

2 福島第一原発事故

(1) 福島第一原発事故の経過

2011年3月11日14時46分頃、東北地方太平洋沖でマグニチュード9.0の地震が発生した。その時、福島第一原発では、1号機から3号機までが運転中であり、4号機から6号機までが定期点検中であった。4号機は、原子炉から燃料を全て取り出し、使用済み燃料プール(SFP)に貯蔵していた。

地震発生後すぐに、いずれの原子炉も制御棒が全て挿入され、自動スクラムしたが、各原子炉で交流電源、直流電源の喪失が続き、炉心の冷却が不十分に

なった。炉心溶融が進み、燃料被覆管の材料であるジルコニウムと水が反応して、水素が発生した。水素爆発、ベント、原子炉建屋の損傷等が原因となり、1号機、2号機、3号機から合わせて100万テラベクレルとも言われる放射性廃棄物が放出された。

【3号機で発生した水素爆発】



(2) 福島第一原発事故の原因

ア 国会事故調査報告書における評価について

国会事故調査報告書は、事故の根本的な原因は地震や津波ではないと分析している。

地震や津波がなければ、「今回の事故」は、生じなかつたかもしれない。その意味で、地震や津波は福島第一原発事故の端緒ではある。しかし、福島第一原発事故は、東京電力や被告国が当然備えておくべきこと、実施すべきことをていなかつたがために生じた事故であり、何度も事前に対策を立てる機会があつたことから福島第一原発事故は「人災」であると国会事故調査報告書は評価している。

この点から言えば、仮に東北地方太平洋沖で起きた地震や津波がなかつたとしても、いずれ何らかの端緒によって必然的に事故が発生していたと考え

られ、地震や津波は根本的な原因ではないという国会事故調査報告書の評価は是認できる。

しかし、備えておくべきこと、実施すべきことをしていれば、原発は安全に稼働できるかのような総括をしている点において、国会事故調査報告書における評価は不十分であるといわざるを得ない。

イ 福島第一原発事故の根本的な原因

(ア) 偶発的な事故が起きない技術はない

事故回避のために、事故の原因を追究するべきであるが、事故の原因を追究する前に確認しておかなければならないことがある。それは、およそ「偶発的な事故が起きない技術はない」ということである。

今回、東京電力は、事故が起きた原因を「想定外」の事象が起きたためであると責任逃れの主張を繰り返している。これに対して、国会事故調査報告書は、対処することができた事故、避け得た事故であるとして、「想定外」であるとの東京電力の主張を否定している。

この点における国会事故調査報告書の評価は妥当であり、本件事故は避け得たものである。しかし、実際に「想定外」の事故は起きうるのであり、事故が起きないと想定することは許されない。

そして、偶発的な事故をも絶対に回避しなければならない技術があるとすれば、それはもともと許されない技術である。

原発事故は、その規模の大きさ、被害の甚大さからすれば、絶対に避けなければならないものであることは否定のしようがない。原発は許されない技術である。しかし、そうであるからこそ、日本で原発の事故は起きない、起きても原子炉建屋から放射性物質が漏えいすることはないとの安全神話が形成され、「偶発的な事故が起きない技術はない」というもっとも基本的かつ否定のしようがない事実が覆い隠されてきた。

原発の危険性は、十分に認識されていたにもかかわらず、想定された事故さえ回避することができなかつた。まして、想定されえない事故は回避できないのである。

また、技術が安全だといえるための要件の一つは、仮に事故が起こったとしても最悪の事態の規模が特定できることである。最悪の事態が特定できて初めて、技術の社会的有用性と想定される害悪との比較衡量が可能となるのである。しかし、原発に関しては、その最悪の事態の規模を特定す

ることができない。

原発の事故は、ただの一度の事故で短時間にして周辺の地域社会に壊滅的な打撃を与える、また、その被害を全国規模、地球規模に拡げる可能性を持つ。

福島第一原発事故は、チェルノブイリ原発事故級のレベル7であると評価されているが、「想定外」の幸運が重なった結果、被害の拡大を食い止められた側面もある。つまり、仮に、何らかの爆発によって放射性物質が大量に放出され原発作業員が現場を離れざるを得ない事態になっていれば、原子炉の冷却ができずに、原子炉が次々に爆発し、関東圏に数十年にわたって人が住めなくなる事態も生じ得たのである。

このような危険が内在し、最悪の事態の規模を特定できない原発を安全と評価することはもとより不可能である。福島第一原発事故の最も根源的な原因是、原発という発電設備を稼働させていたこと、それ自体に求められる。

(イ) 電力会社の加害性

民間企業である電力会社は、自社の利潤を最大化することを目的とする存在である。

上記のように原発は、事故を完全に回避することができず、また、最悪の事態の規模を特定することができない、許されない科学技術である。

にもかかわらず、電力会社は、自社の利潤を最大化するため、利潤の追求に障礙となる安全対策を怠り、事故が発生する可能性を小さくするための措置も発生した事故の被害を最小限に食い止めるための措置も十分にとらずにきた。

電力会社は、原発事故という未曾有の公害事件の発生も厭わず、従前の安全基準にさえ満たないまま原発を稼働させ、規制する側である被告国をとり込み安全基準を緩め、多額の広告費を費やして原発の危険性を隠ぺいし、原発の危険性を増幅させてきた。

その証左として、福島第一原発事故後、原発の安全性にかかる多数の問題点が指摘されたにもかかわらず、その問題を解決することなく、大飯原発は稼働しているし、被告九州電力においても玄海原発を稼働させようとしている。

このような電力会社に、自律的な安全対策の構築を期待することなど、

もとより不可能である。

また、上記のように、電力会社は、地域独占による圧倒的な資本力と影響力を背景に、メディアを支配し、地域社会を支配してきたのであって、このような民主主義が破壊された社会においては、他律的に安全対策を構築させることも困難といわざるを得ない。

このように、福島第一原発事故を発生させた根源的な原因の2番目は、自己の利潤の追求を至上命題とし、そのためであれば原発立地の自然環境を破壊することも、原発事故という未曾有の公害事件を発生させることでも厭わない電力会社という一民間企業に、原発という禁断の科学技術を用いて無責任に利潤を追求することを許したこと求められる。

(ウ) 被告国の加害性

我が国の原発は国策民営事業であり、電力会社の原子力事業は、被告国が原子力政策を推進することで成立するものである。

元来、原発は、その莫大な事業コストや事故発生時の賠償リスクを考えれば、到底、企業利益の追求を至上命題とする一民間企業が運営できるような代物ではない。

このような矛盾を覆い隠すため、被告国は、電力会社の開発コストや賠償リスクを肩代わりし、或いは、電力会社が莫大な事業コストを電気料金に転嫁することを認める等、ありとあらゆる便宜を図ることによって原子力政策を推し進め、また、電力会社と一体となって原発の危険性を隠ぺいし、原発の危険性を増幅させてきた。

このような被告国が、電力会社が安全ではない原発を稼働させていてもそれを黙認し、安全基準を緩め、採るべき政策をとらず、安全性を蔑ろにして電力会社の利益を守ることとなつたことは当然の結末である。

現に、被告国は、福島第一原発事故によって原発の安全性を蔑ろにしてきたことを反省すべきであるのに、原発再稼働を求める財界の圧力に屈し、安全性が担保されない大飯原発を再稼働させている。

このように、福島第一原発事故を発生させた根源的な原因の3番目は、我が国の原発が規制する被告国と規制される電力会社とが一体となつた国策民営事業であること、そして、飽くまでも原発の危険性を隠ぺいして原発を推進しようとしてきた被告国の原子力政策に求められなければならない。

ウ 小括

偶発的な事故が起きない技術はない。原発を稼働する限り、福島第一原発事故のような重大事故を絶対に回避することは不可能である。

このような禁断の科学技術である原発を稼働させていること、そして、原発を推進する被告国の原子力政策のもと、国策民営事業として、一民間企業である電力会社に原発の稼働を許していることが、福島第一原発事故の根源的な原因である。

(3) 福島第一原発事故発生後の経緯

福島第一原発事故によって明らかになったことは、被告国や電力会社が原発事故の発生を回避する術を有していないということだけではない。

福島第一原発事故は、被告国や電力会社が、発生した原発事故に対して、全くの無策、無力であったことをさまざまと見せつけた。

国会事故調査報告書は、福島第一原発事故後の被告国や東京電力の「緊急時対応の問題」として、次のように総括している。

『いったん事故が発災した後の緊急時対応について、官邸、規制当局、東電経営陣には、その準備も心構えもなく、その結果、被害拡大を防ぐことはできなかった。保安院は、原子力災害対策本部の事務局としての役割を果たすことが期待されたが、過去の事故の規模を超える災害への備えはなく、本来の機能を果たすことはできなかった。官邸は、発災直後の最も重要な時間帯に、緊急事態宣言を速やかに出すことができなかつた。・・・官邸は東電の本店及び現場に直接的な指示を出し、そのことによって現場の指揮命令系統が混乱した。さらに、15日に東電本店内に設置された統合対策本部も法的な根拠はなかつた。・・・保安院の機能不全、東電本店の情報不足は結果として官邸と東電の間の不信を募らせ、その後、総理が発電所の現場に直接乗り込み指示を行う事態になつた。その後も続いた官邸による発電所の現場への直接的な介入は、現場対応の重要な時間を無駄にするというだけでなく、指揮命令系統の混乱を拡大する結果となつた。

東電本店は、的確な情報を官邸に伝えるとともに、発電所の現場の技術的支援という重要な役割を果たすべきであったが、官邸の顔色をうかがいながら、むしろ官邸の意向を現場に伝える役割だけの状態に陥つた。・・・

当委員会は、事故の進展を止められなかつた、あるいは被害を最小化できなかつた最大の原因は「官邸及び規制当局を含めた危機管理体制が機能しなかつたこと」、そして「緊急時対応において事業者の責任、政府の責任の境界が曖昧であったこと」にあると結論付けた。』（以上、国会事故調報告書14～15頁）。

また、国会事故調査報告書は、福島第一原発事故後の「被害拡大の要因」として、次のように総括している。

『事故発災当時、政府から自治体に対する連絡が遅れたばかりではなく、その深刻さも伝えられなかつた。同じように避難を余儀なくされた地域でも、原子力発電所からの距離によって事故情報の伝達速度に大きな差が生じた。

立地町でさえ、3km圏避難の出た21時23分には事故情報は住民の20%程度しか伝わっていない。10km圏内の住民の多くは15条報告から12時間以上たつた3月12日の朝5時44分の避難指示の時点で事故情報を知った。しかしその際に、事故の進展あるいは避難に役立つ情報は伝えられなかつた。着の身着のままの避難、多数回の避難移動、あるいは線量の高い地域への移動が続出した。その後の長期にわたる屋内避難指示及び自主避難指示での混乱、モニタリング情報が示されないために、線量の高い地域に避難した住民の被ばく、影響がないと言われて4月まで避難指示が出されず放置された地域など、避難施策は混乱した。当委員会は事故前の原子力防災体制の整備の遅れ、複合災害対策の遅れとともに、既存の防災体制の改善に消極的であった歴代の規制当局の問題点も確認している。

当委員会は、避難指示が住民に的確に伝わらなかつた点について、「これまでの規制当局の原子力防災対策への怠慢と、当時の官邸、規制当局の危機管理意識の低さが、今回の住民避難の混乱の根底にあり、住民の健康と安全に関して責任を持つべき官邸及び規制当局の危機管理体制は機能しなかつた」と結論付けた。』（以上、国会事故調査委員会報告書・15～16頁）

このように、国会事故調査報告書は、被告国や東京電力の原発事故に対する緊急時対応が全くの画餅に過ぎなかつたことを、言を尽くして痛切に批判している。

しかしながら、より根源的な問題は、ひとたび重大事故が発生した場合に、被害の発生や拡大を回避する術などないのもかわらず、原子力災害対策などと称して実現不可能な危機管理体制を謳うことによって、原発の危険性を矮小化し、国民世論や立地自治体の民意を歪めるための方便として用いられてきたことであり、現に被告九州電力は、本件訴訟に至ってもなお同様の主張を繰り返している。

水素爆発を起こした福島第一原発3号機に自衛隊のヘリコプターが虚しく放水する情景は、我が国の科学技術に対する幻想を打ち碎き、国民を絶望させるに充分であった。被告国や電力会社は、原発の危険性をコントロールする術も、重大事故がもたらす被害の発生や拡大を回避する術も持ち合わせていない、このことは福島第一原発事故を目の当たりにした国民の確信である。

3 福島第一原発事故によってもたらされた環境汚染

(1) 放射線の危険性

ア 放射線被ばくが人体にもたらす危険性

1999（平成11）年9月30日、茨城県東海村の核燃料加工施設ジェー・シー・オー（JCO）東海事業所において、中性子線による被ばく事故、いわゆる臨界事故が発生し、2人の作業員の命が奪われた（「朽ちていった命—被曝治療83日間の記録—」NHK「東海村臨界事故」取材班）。ただの一瞬の被ばくにより二人の作業員は、現代医学の粋を集めた治療を行っても、もはや生き延びる術はない状況に追い込まれた。作業員が浴びたチエレンコフ光の青い光はまさに迷れ得ぬ死への誘いであり、この事件こそが放射線の危険性を最も端的に物語るものである。

作業員らは、放射線被ばくによる人体への急性影響によって亡くなった。この急性影響とは、放射線を浴びることによって細胞が死滅あるいは細胞分裂機能を喪失することによって生じる。すなわち放射線の作用により人体の自己回復機能が失われ、残りの細胞が徐々に死滅し、その先にある死を待つことしかできない身体となってしまう、まさに身体が、命が、朽ちていくのである。

放射線による人体への被害は急性影響だけではない。放射線がDNAを切断することによって突然変異、染色体異常などが生じ、がんや白血病、心疾患など様々な疾病が引き起こされる。これらの影響は、被ばくから長い時間

が経過した後に生じるものであり、晩発的影響と呼ばれる。体内に取り込まれた放射性物質が各臓器に対して継続的な影響を与える、いわゆる内部被ばくの場合、遮へい物が無いため身体への影響は深刻になる。体内に取り込まれたヨウ素131は甲状腺に蓄積しやすく、その結果チェルノブイリ周辺の子ども達に多くの甲状腺癌を発症させることになった。更に最近の研究では、体内に取り込まれたセシウム137による内部被ばくによって、心疾患など多くの内臓疾患が引き起こされることが明らかとなっている（「放射性セシウムが人体に与える医学的生物学的影响」、ユーリ・I・バンダジェフスキイ）。ヒロシマ、ナガサキにおいて被ばくした多くの被害者は、被ばく後数十年経ってもなお、がんや白血病、心筋梗塞などに苦しめられている。一旦被ばくをした者は、一生、いつ爆発するともしれない時限爆弾を体内に抱えたまま生きしていくことを強いられるのである。

イ 隠蔽されてきた真の危険性

放射線被ばくは、人体に不可逆的な影響を与えるものであり、人に避け得ない死を与えるものである。また、一旦被ばくすることによって、被ばくした者は、その脅威に生涯にわたって怯え続けなければならない。ゆえに、放射線に被ばくしないことこそが何より重要なのであり、被ばくを避けるためにそのリスクについての情報は、正しく伝達され、広く共有されなければならない。

しかしながら、これまで放射線のリスクについての情報は、政府や電力業界、それに協力する組織・団体によって、不十分かつ誤ったものが意図的に流布されてきた。ヒロシマ、ナガサキにおける放射線障害に対する過小評価が行われ、それをベースにした放射線防護の基準が作成されたり、一定値以上の被ばく線量でなければ健康被害は発生しないという閾値論が声高に叫ばれたりしてきたのはその証左である。また、福島第一原発事故において原発作業者の緊急時被ばく限度が何らの科学的根拠もなく2.5倍に引き上げられたのは記憶に新しい。

また、政府などが寄って立つ放射線リスクに関する勧告を出してきた I C R P（国際放射線防護委員会）は、低線量被ばくや内部被ばくの危険性をことさらに過小評価あるいは無視するなど、放射線被ばくリスクを小さく見せてきた。この様な I C R P の発する情報に対しては、ヒロシマ、ナガサキでの被ばく線量についてのデータの誤りや意図的な危険性の過小評価などの点

で、科学的な検証によって数々の誤りが指摘され続けてきたが、ICRPの姿勢はいまだに変わっていない。

この様に、政府や電力業界などが、統計的データからはその主張が破綻していることが明らかであるにもかかわらず、放射線被ばくのリスクを矮小化する主張を続けてきたのは、一般市民からいわゆる核アレルギーをなくし、核兵器の製造・保持の正当化や原子力発電の推進など原子力産業の保護を図るためにある。すなわち、個々の市民に正確なリスクについての情報を与え、その生命身体を護ることよりも、核武装という『国益』と原子力業界から得られる巨万の利益を維持することを優先したからに他ならない。政府や電力業界にとっては、放射線被ばくのリスクはまさに不都合な真実であったのである。

この様にリスクを矮小化し国家や電力業界の利益を優先するという歪んだ構造のもと、これまで放射線被ばくにより被害を受けた多くの人々、すなわち原爆被爆者や原発労働者、チェルノブイリの住民などは、その被害の深刻さを顧みられることもなく、また十分な補償も受けることができなかつた。また、権力と金による地域支配や経済的支配による締め付けや口封じにより、この歪んだ構造を糾弾する声をあげることもできなかつた。

そして今、同じ加害の構造が福島第一原発事故において、極めて大規模に再現されようとしている。政府は、科学的な根拠や十分な検討もないままに被ばく限度を引き上げた上、放射性物質の飛散・分布状況も伝えず、危険があるとはいえない=安全という無責任な説明をふりまき、現実の被害を「風評被害」という言葉に置き換えてごまかし、被ばくのリスクを矮小化して伝えている。電力業界、特に東京電力は、第一義的な加害者でありながら被害弁償にも応じず、十分な補償もせず、結果として被ばくのリスクある環境に多数の住民を釘付けにしたままにしている。

事故直後から既に多くの人々が相当の放射線被ばくをしていることに加え、この様な状況が更に続ければ、20、30年後に、ヒロシマ、ナガサキやチェルノブイリを凌駕する極めて大規模な健康被害が福島でも起きることは疑いがない。政府や東京電力が今行っていることは、まさに福島の住民の見殺しである。

福島第一原発事故によってもたらされた被害を論ずる前提として、このことを、まず指摘しておく。

(2) 福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質

ア 過小評価が繰り返される放出量

原子力安全委員会は、2011（平成23）年3月25日、福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質について3万～11万tBq（テラベクレル=1兆ベクレル）と公表したが、同年4月12日、これを63万tBqへと上方修正した。

経済産業省原子力安全・保安院も、2011（平成23）年4月12日、放出量を37万tBqと発表していたが、国内外から過小評価との批判を受け、同年6月6日、これを77万tBqへと上方修正した。

さらに、東京電力は、事故から1年以上が経過した2012（平成24）年5月24日、福島第一原発から大気中への放射性物質の総放出量が、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度〈INES〉評価）にして約900PBq（ペタベクレル=1000テラベクレル）という膨大な量であったことを認めている。

また、被告国と東京電力は、2011（平成23）年12月16日、福島第一原発が「冷温停止」状態に至ったなどとして事故の収束を宣言したが、現在も福島第一原発では破損した核燃料棒がむき出しのままになっており、毎時約6000万ベクレル（1日あたり14億4000万ベクレル）もの放射性セシウムが大気中に放出され続けている。

イ 福島第一原発事故によって放出された放射性物質の真の危険性

福島第一原発から大気中に放出された放射性物質は、原子力安全・保安院の試算によても、熱量に換算して広島型原爆の29.6個分という莫大な量である。

しかし、福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質の危険性は、かかる熱量比較のみによって評価すべきではない。

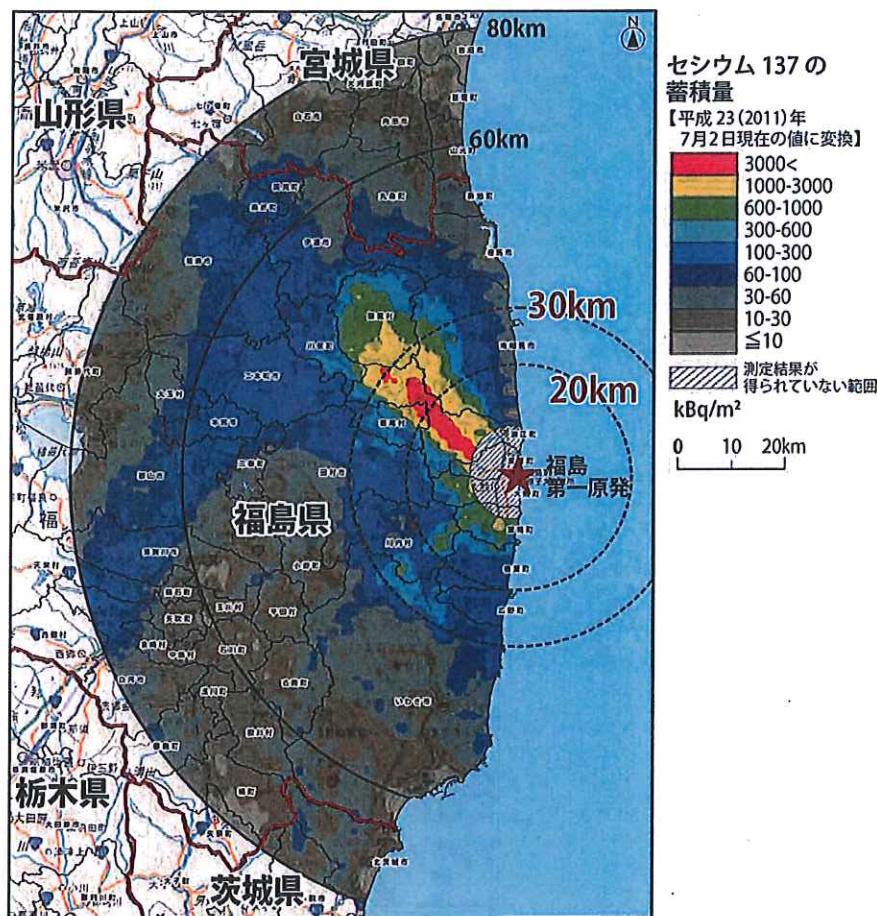
福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質と、広島型原爆との主要な放射線核種を比較すると、半減期が約8日間と短いヨウ素131は約2.5倍にとどまるものの、半減期が約30年と長期に及ぶセシウム137は実に約186.5倍にものぼっている。

東京大学アイソトープ総合センター長の児玉龍彦氏は、2011（平成23）年7月27日、衆議院厚生労働委員会における参考人質問において、原

爆の放射線は1年で1000分の1にまで減少するが、原発の放射線は1年でわずか10分の1にまでしか減少しないと指摘しており、福島第一原発事故がもたらした環境汚染の最大の特徴は、放出された放射性物質が自然環境を半永久的に破壊したという点にある。

ウ 隠ぺいされた拡散範囲

国会事故調報告書によれば、福島第一原発から放出された放射性物質が土壤に沈着し、年間5mSv、年間20mSv以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は、福島県内だけでも、それぞれ1778km²、515km²にのぼるとされている（349～350頁）。

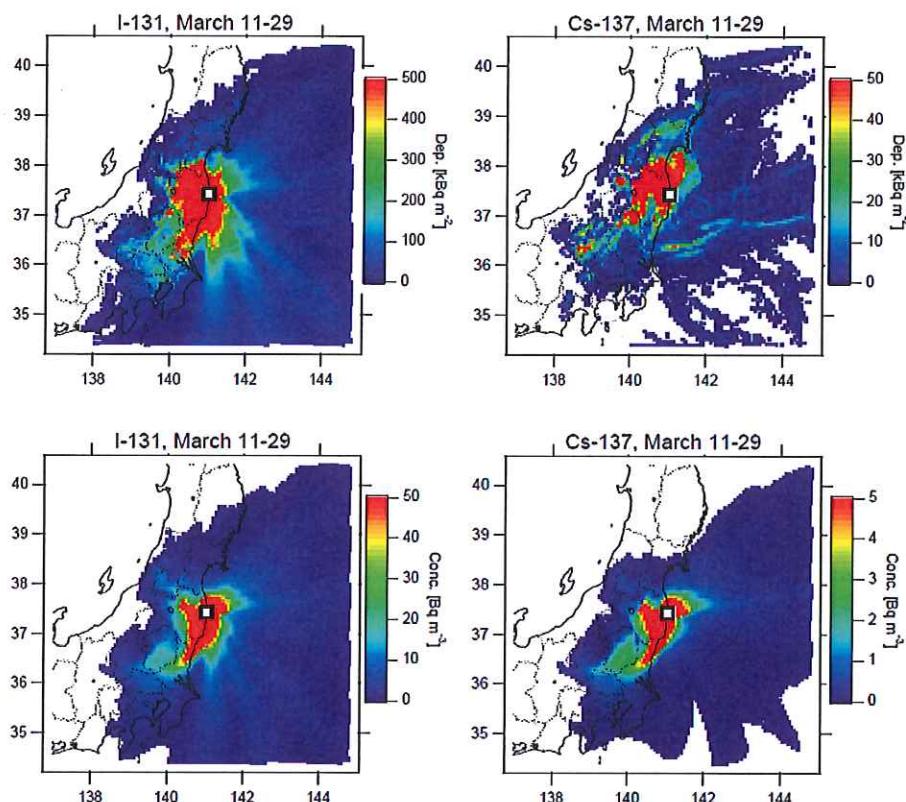


（国会事故調報告書350頁・図4. 1-1）

しかしながら、国会事故調報告書に引用された上記汚染マップによっても、福島第一原発事故がもたらした真の被害を正確に理解することはできない。

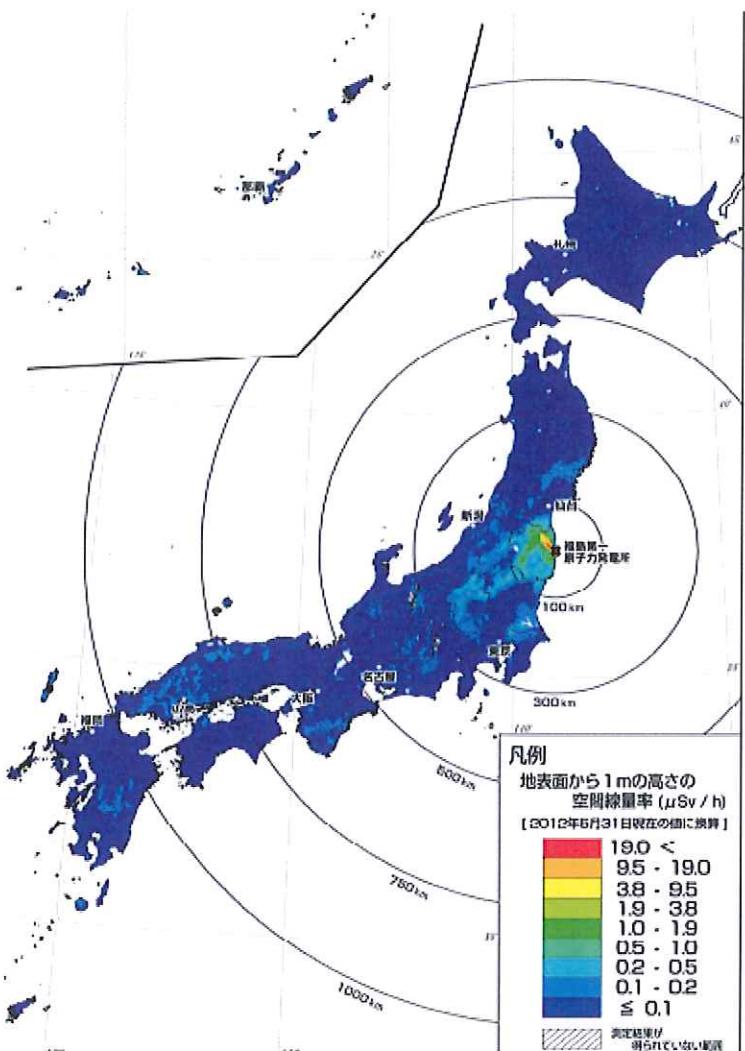
被告国は、福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質の拡散状況について、被告国は、緊急時迅速放射能影響予測システム（S P E D I）によるシミュレーション結果を2011（平成23）年4月25日까지公表せず、また、米エネルギー省が、同年3月17～19日にかけて、福島第一原発から半径45kmの地域をモニタリングした実測値の提供を受けていたにもかかわらず、これも公表しなかった。

しかし、2011（平成23）年8月25日に独立行政法人国立環境研究所が公表したシミュレーションの結果（「東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の大気中での挙動に関するシミュレーションの結果について」）によれば、福島第一原発から放出されたヨウ素131やセシウム137は、福島第一原発の近郊のみならず遠く関東一円を覆い尽くしていたことが明らかになっている。

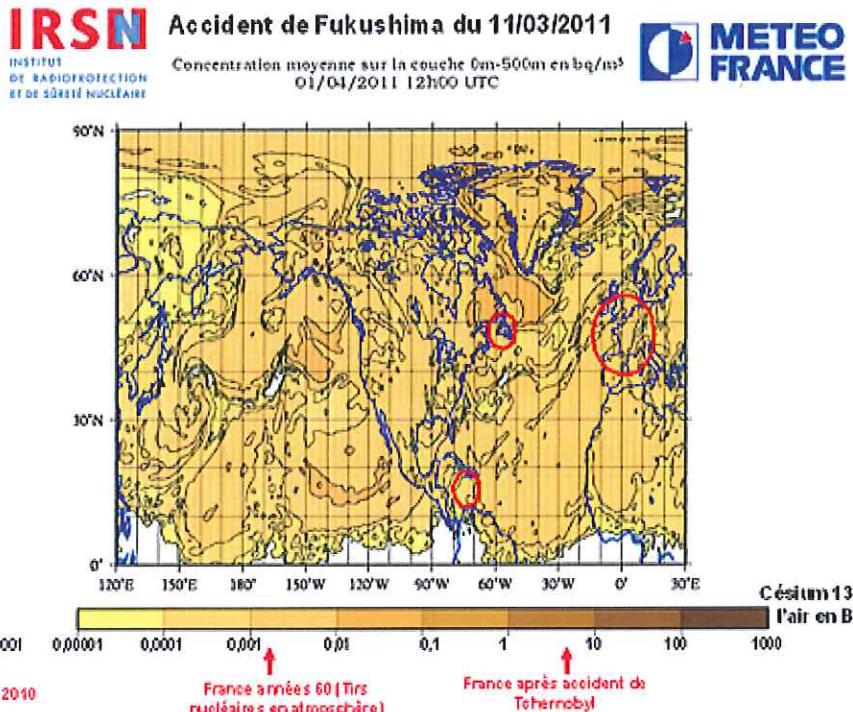


（「平成23年3月11日から29日における、モデルで計算されたヨウ素131とセシウム137の積算沈着量（上図）と平均濃度（下図）」）

また、文部科学省が行った全国の航空機モニタリングの結果、福島第一原発事故による土壤汚染は、福島近郊は言うに及ばず、ここ九州を含む全国に広がっていたことが明らかとなっている。



さらに言えば、福島第一原発から放出された放射性物質は、我が国国内にとどまらず、世界規模の環境破壊をもたらしており、IRSN（フランス放射線防護原子力安全研究所）のシミュレーションによれば、福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質は、2011（平成23）年4月1日の時点で、北半球全域にまで拡散していたことが想定されており、汚染地域は世界規模に拡大しているものと考えられる。



(2011年4月1日時点における放射性物質の拡散状況)

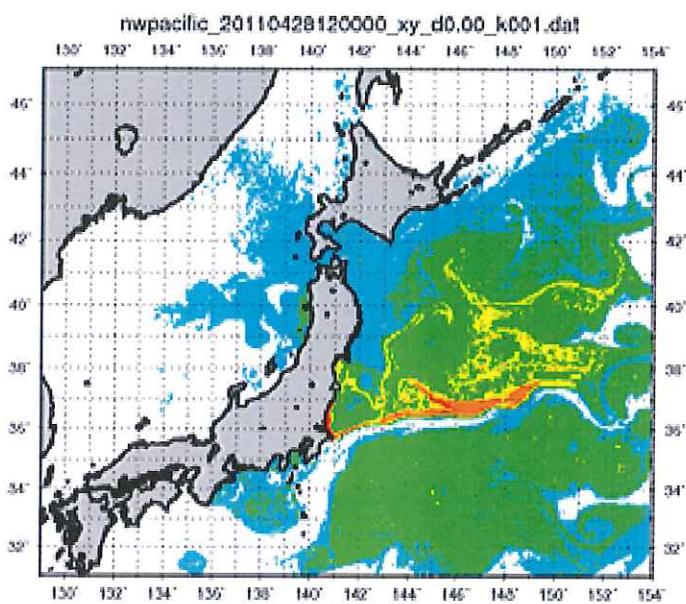
(3) 福島第一原発事故によって海洋に放出された放射性物質

ア 放出量

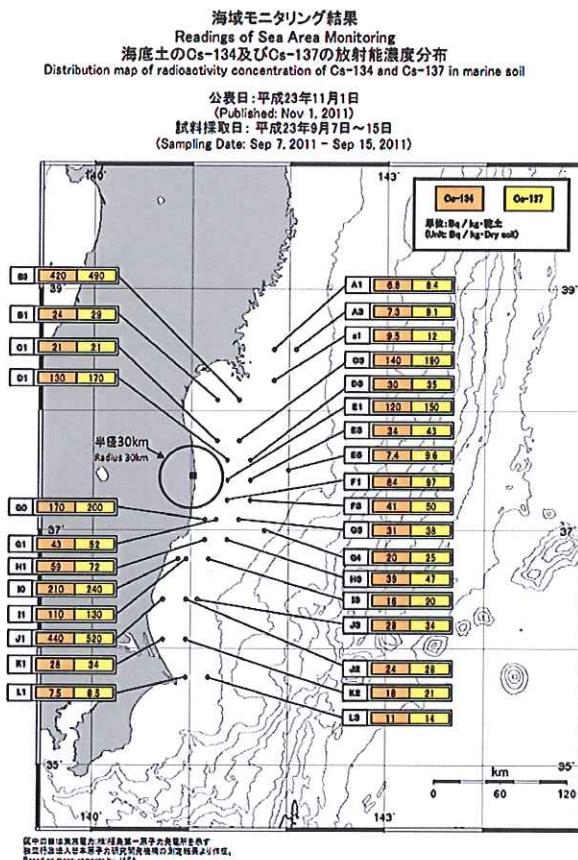
東京電力は、2012（平成24）年5月24日、福島第一原発事故によって海洋に放出された放射性物質が、大気中から降下した放射性物質も併せると、ヨウ素131が11PBq、セシウム134が3.5PBq、セシウム137が3.6PBqに上ることを明らかにした。

イ 海洋放出された放射性物質の拡散範囲

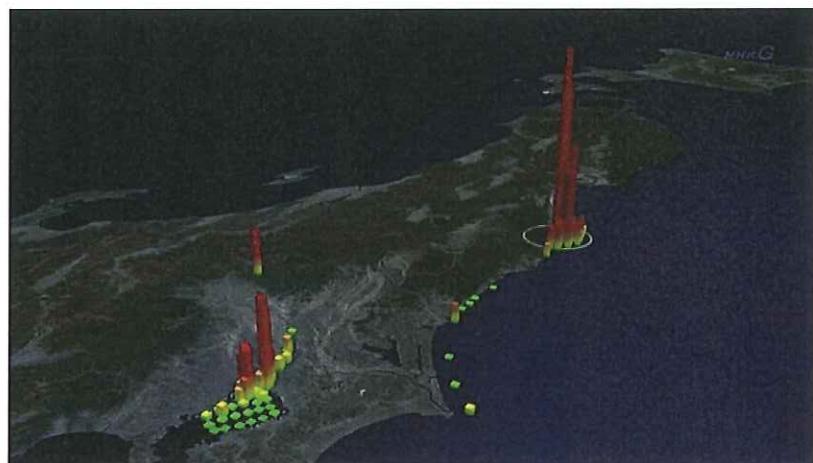
独立行政法人日本原子力研究開発機構研究員が行ったシミュレーション（海洋放出量推定と海洋拡散プロセスの解析）によれば、海洋に放出されたセシウム137は、2011（平成23）年4月28日の時点で早くも太平洋の広範囲を覆い尽くし、日本海側にまで汚染範囲が拡大していた結果となっている。



また、文部科学省が実施した海域モニタリングによれば、福島沖の海底土からはセシウム134, 137が検出されており、地上の土壤汚染と同様に、海底の汚染が広がっていることが確認されている。

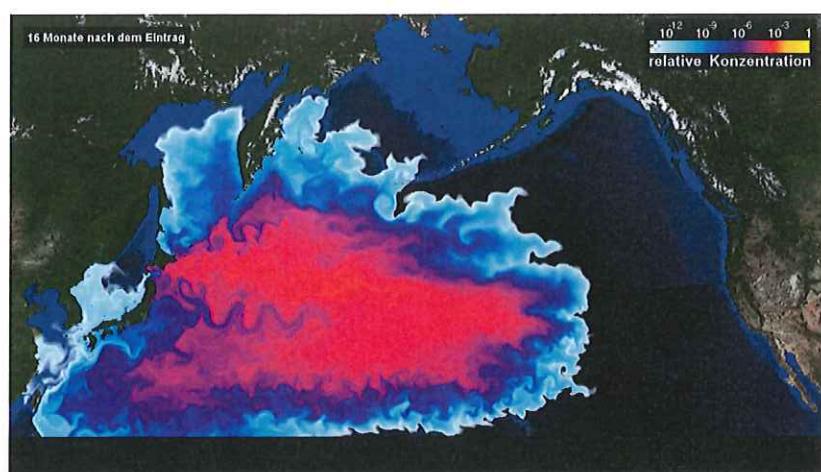


さらに、NHKの報道によれば、福島第一原発事故後に大地に降り注いだ放射性物質は、河川を通じて海洋に流れでて蓄積され、すでに東京湾に流れ込んだ放射性物質が高濃度のホットスポットを形成しており、今後、このような海洋汚染はさらに拡大していくことが指摘されている。



(NHKスペシャル「知られざる放射能汚染～海からの緊急報告～」より)

無論、福島第一原発事故がもたらした海洋汚染も、我が国一国の問題にとどまるものではなく、独キール海洋研究所（G E O M A R）が行ったシミュレーションによれば、福島第一原発事故から16か月後（2012年9月）時点において、日本海はもとより太平洋東側の極めて広範囲にまで海洋汚染が拡大していることが推定されている。



(G E O M A R社ホームページより)

(4) 小括

このように、福島第一原発事故が引き起こした環境汚染は、一国の一民間企業が引き起こした産業公害事件としては、まさに前代未聞の未曾有の規模である。

そして、多くの国民はこのような放射能汚染の実態や、そもそも放射線被ばくの危険性すらも正しく知らされることなく、日々累積する被ばくに曝されているのである。

4 福島第一原発事故によって原発立地及び周辺地域にもたらされた被害

(1) 事故後の避難

ア 政府の避難指示

政府による避難指示は、①福島第一原発から2km圏内が、平成23年3月11日20時50分、②3km圏内が同月12日7時45分、③10km圏内が同日5時44分、④20km圏内が同日18時25分となっている（下記図1）。

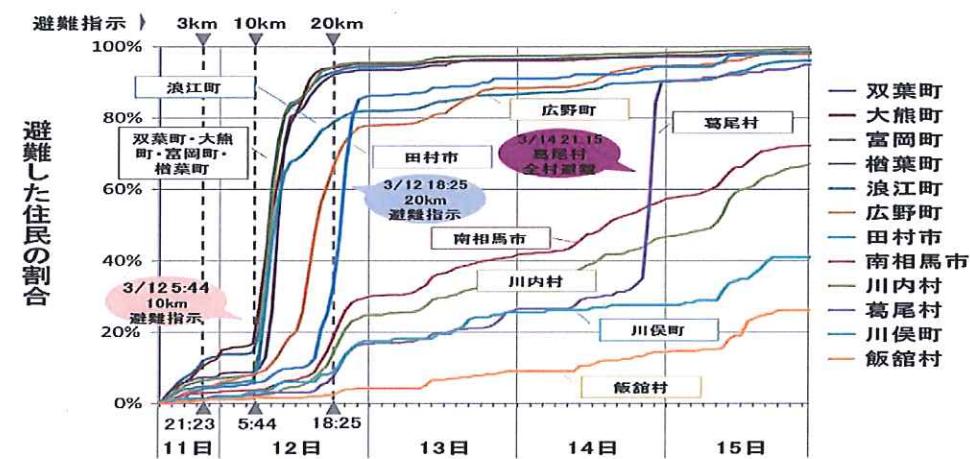


図4.2.2-3 避難した住民の割合²²

(図1)

イ 事故直後の避難者数

福島第一原発事故により避難を余儀なくされた人数は、2011（平成23）年8月29日時点において、警戒区域で約7万8000人、計画的避難区域で約1万10人、緊急時避難準備区域で約5万8510人であり、合計14万6520人に達する。

これに対してチェルノブイリ原発の事故により 1 年以内に避難をした人数は、ベラルーシ、ウクライナ及びロシアの 3 カ国合計で 11 万 600 人と推計されており、福島原発事故による避難者はチェルノブイリ原発事故のほぼ同等人数である（国会事故調査報告書・351 頁）。

この避難者数のみ見ても福島第一原発事故がいかに過酷なものであつたかを窺い知ることができる。

ウ 不適切な避難指示による損害の拡大

また、被告国の避難指示の遅れ及び不適切な避難指示が避難住民らの被害を拡大させた。

そもそも、避難した住民の多くが政府による避難指示が出るまで福島第一原発の事故の存在を知らなかつた（図 2、国会事故調査報告書・356 頁）。

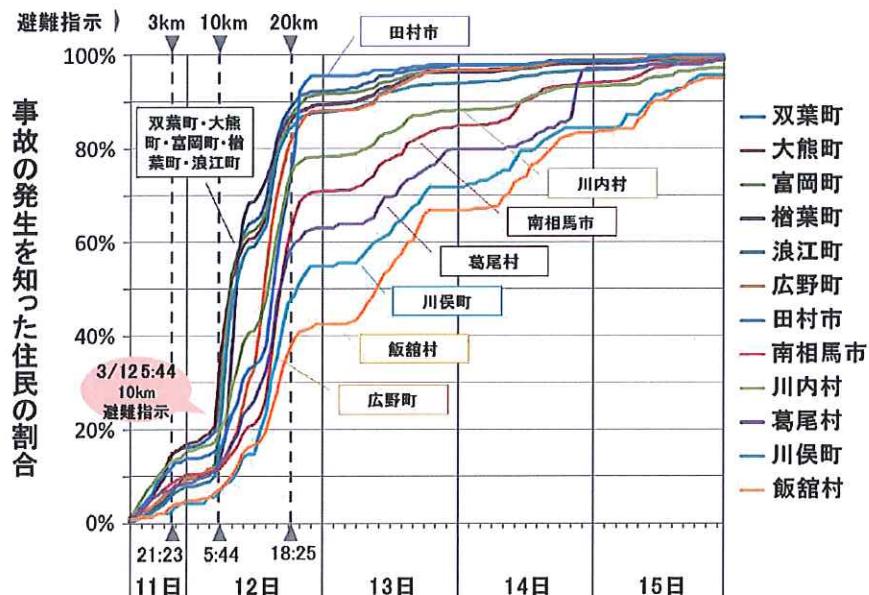


図 4. 2. 1-1 事故の発生を知った住民の割合（100%：避難した住民）※当委員会アンケート調査による（以下同じ）¹⁸

（図 2）

のみならず、事故が発生し、被害が拡大していく過程で避難区域が何度も変更され（事故翌日までに避難指示は 3 km 圏、10 km 圏、20 km 圏と繰り返し拡大されていった）多くの住民が複数回の避難を強いられる状況が発生した（図 3、国会事故調査報告書・356 頁）。この間住民の多くは、事故の深刻さや避難期間の見通しなどの的確な情報を伴った避難指示を受けていない。

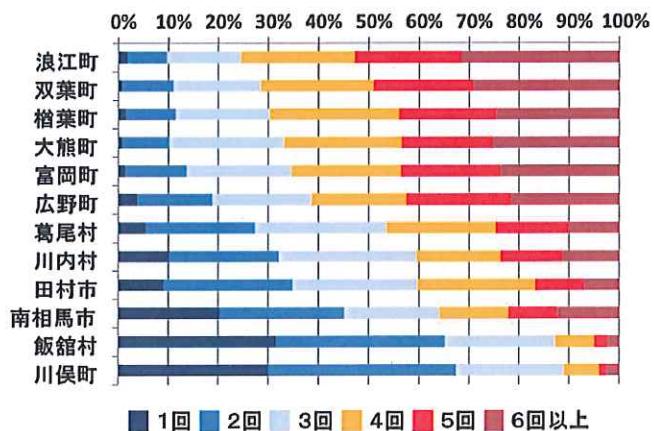
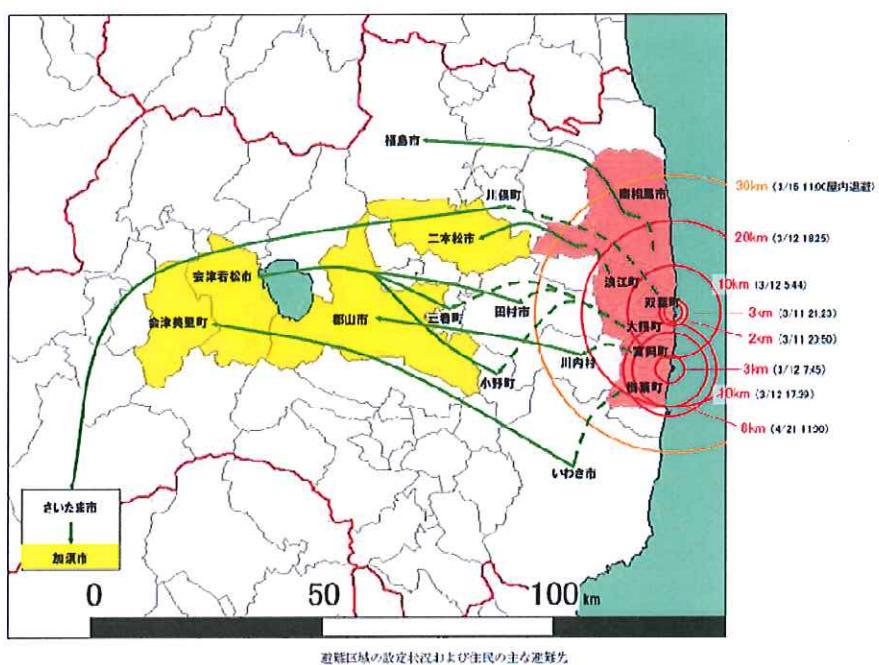


図4.2.2-4 各市町村の住民が平成24(2012)年3月までに避難した回数²³

(図 3)



正確な情報を知らされることなく避難指示を受けた福島第一原発周辺の住民の多くは、ほんの数日間の避難だと思って半ば着の身着のままで避難先に向かったが、そのまま長期の避難生活を送ることになった。

しかも、住民らに対し放射線量の正確な情報が与えられていなかったため、高線量の地域にそれと知らずに避難した住民もいた。

30km圏外の一部地域では、モニタリング結果や3月23日に開示

された S P E E D I (緊急時迅速放射能予測ネットワークシステム) の図形によって、比較的高線量の被ばくをした可能性があることが判明していたにもかかわらず、原子力災害対策本部が迅速な意思決定をできず避難指示が 1 か月も遅れ、被害を拡大させた。

このように、被告国は、福島第一原発事故を経験してもなお、これまでの隠ぺい体質を改めようとせず、結果として多くの住民が無用の被ばくを余儀なくされ、被害が拡大されていったのである。

エ 現在の避難者数

現在、避難区域の見直し等により、避難住民の一部が帰還している。

それでもなお、事故後約 1 年 5 か月が経過した 2012 (平成 24) 年 8 月 14 日時点においても、避難指示解除準備区域で約 2 万 2 0 0 0 人、居住制限区域 6 0 0 0 人、帰還困難区域 3 0 0 人、警戒区域 5 万 4 0 0 0 人、計画的避難区域 4 0 0 0 人、旧緊急時避難準備区域で 2 万 5 0 0 0 人、合計約 11 万 1 0 0 0 人が避難を余儀なくされている。

ただ、帰還ができたといってもそれで避難住民らの被害が収まったという訳ではない。被告国が帰還の基準としているのは年間追加被ばく量 2.0 mSv であり、この基準は労働安全衛生法で放射線業務従事者に適用されていた基準である。もともと一般国民の年間許容被ばく量は 1 mSv / 年であったのであり、帰還の基準、そしてもともとの避難指示の基準自体が極めて不当であるという他ない。

すなわち、労働安全法では、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 3 か月間につき 1.3 mSv を超える区域を「放射線管理区域」の設置基準とし、事業者は必要のある者以外を管理区域に立ち入らせてならないとされる (電離放射線障害防止規則 3 条 4 項)。3 か月間につき、1.3 mSv とは、年に換算すると 5.2 mSv である。帰還の基準とされている年間追加被ばく量 2.0 mSv とは、放射線管理区域の約 4 倍もの値である。そのようなところに住民をとどまらせ、或いは帰還させること自体がそもそも誤りであり、暴挙というほかない。このような住民らに今後健康被害が生じる可能性は高く、被告国はさらに被害を拡大させ続けているのである。

このように、被告国は、事故後においても、避難区域を著しく矮小化し、また性急な帰還を進めることによって、福島原発事故の被害が過小

であることを印象づけようとしており、住民らの生命・身体の安全よりも東京電力、ひいては自ら支払う賠償額を減額させることを優先させている。

被告国が真に住民らの生命・身体の安全を守ろうというのであれば、早急に汚染地域から住民を避難させ、避難住民に帰還を勧める前提として適切な除染活動を進め、健康被害がない程度（年間 1 mSv）に被ばく線量を低減化しなければならない。

しかし、後述するとおり、被告国の行う除染活動は一向に進展しておらず、その方法も不適切であるため、現時点においても被告国の避難基準を信頼して汚染地域にとどまつた住民や被告国の帰還基準を信頼して帰還した住民らは日々累積する被ばくを余儀なくされ、その一方で、避難している被災者の帰還の目途は全く立っていない。

(2) 避難によってもたらされた生命・健康被害

上記述べてきたように、原発事故による住民避難は混乱を極めた。その避難の過程や避難後の生活環境の悪化によってもたらされた生命・健康被害が多数存在する。その被害は、原発事故という今までにない未曾有の人災により、地震等の自然災害に比べ重大な被害をもたらしている。以下に述べる病院の全患者避難は、その一つの例である。

ア 病院の全患者避難

(ア) 福島第一原発事故後、福島第一原発から半径 20 km 圏内の住民には避難指示が出され、20 km 圏内の病院もその対象となった。しかし、入院中の患者は、自力での避難は困難である。突然の、しかも今までにないほどの広範囲に及ぶ避難指示であり、行政からの支援や指示が十分でなく、避難が遅れ、入院患者らは病状が悪化し、死亡した者も多くいた。

(イ) 避難の実態

福島第一原発から 20 km 圏内の病院は 7 つであった。7 つの病院の入院患者数は合計約 850 人であり、そのうち約 400 人が重篤な症状や寝たきりの状態にある患者であった。これら 7 つの病院及び介護老人保健施設での平成 23 年 3 月末までの死者数は合計で少なくとも 60 人にのぼっている。「震災後の避難前の時点」から「別の病院への移送完了」までに死亡した入院患者数は、合計で 48 人、死者の半数以上は 65 歳以上の

高齢者であった。(国会事故調査報告書より)いかに避難が入院患者らにとって負担が大きく、病院関係者らにとっても困難な状況であったかが窺える。

(ウ) 原発事故特有の入院患者避難の困難さ

上記死亡者は、交通インフラのひっ迫、行政の指示不足、事前の原発事故を想定した準備が不足していたことによる混乱、病院職員の避難による人手不足という原発事故特有の状況に起因して被害が拡大していったものである。原発事故の影響は、自己の力で逃げることのできない災害弱者に集中し、生命をも奪うという最悪の被害をもたらした。

これら災害弱者の犠牲は、全国すべての原発立地において不可避的に生ずる犠牲であるといえる。原発事故による避難は、通常の防災対策だけでは対応しきれない原発事故特有の避難の困難さが存在する。病院患者の避難に伴い多数の死者がでたことは、原発が安全だと信じさせ、実現不可能な避難計画を謳ってきた被告国や東京電力がもたらした直接的な被害である。

イ 災害関連死

(ア) 災害関連死とは

地震や津波そのものではなく、避難そのもの、長引く避難生活によってもたらされた死がある。復興庁による災害関連死の調査によると、災害関連死とは、「東日本大震災による負傷の悪化などにより死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった者」と定義づけられており、東日本大震災の災害関連死者数は、2012（平成24）年3月31日時点で、1632人となっている。このうち、原発事故により避難指示が出された市町村の災害関連死者数は734名であり、岩手県と宮城県の合計の災害関連死者数が529名であることに比して、有意に多いことがわかる。

災害関連死の中には、避難所等への移動中の肉体・精神的疲労による死亡や避難所等に於ける生活の肉体・精神的疲労が含まれる。したがって前述した病院の全患者避難もこれに含まれるが、それ以外にも原発事故による肉体・精神的疲労が原因で死にいたったケースも災害関連死に含まれている。災害弱者、すなわち災害などの緊急事態の場合に、自力では避難することができない者が犠牲になり、原子力災害により心身ともに著しいス

トレスを感じ、死亡するに至った者もいる。

(イ) 自殺者

内閣府が、警察庁の調査に基づいて集計した「東日本大震災に関連する自殺者数」によると2011（平成23）年6月から2012（平成24年）3月までの自殺者数は、全国で合計61名にのぼる。これは警察庁が把握した自殺のうち、遺体の発見地が避難所や仮設住宅である場合、自殺者が避難所または仮設住宅に居住していた者であった場合、被災地から避難してきた者であることが判明した場合等を集計したものである。被災3県で見つかった自殺者は宮城22人、岩手20人、福島13人であった。これらの自殺のうち、市町村が震災と自殺の因果関係があると判断すれば、災害関連死の認定は可能とされている。集計では自殺の原因について詳細に明らかにされていないが、年齢別自殺者数が60歳以上の高齢者に多いことを考えると、健康上の不安もしくは住み慣れた土地を離れいつ帰れるともわからないことを悲観し、自殺に至った者が多いことは容易に想定できる。避難していた避難区域の住民で、自宅を片付けるために一時自宅へ戻ったところ、自宅近くで自殺したという男性もいる。見えない放射線への恐怖、被告国や東京電力が遅々として進めようとしない除染、それに伴う将来への不安や絶望が人々を自殺まで追い詰め、被害を増幅させている。

(3) 進まない除染

ア 除染を行う主体

2011（平成23）年8月26日、被告国の原子力対策本部（以下、「原災本部」という）において「除染に関する緊急実施基本方針」が決定され、除染の迅速な実施について閣議決定され、同日、各市町村が効率的・効果的に除染を実施するために必要な事項について定める「市町村における除染実施ガイドライン」が原災本部から示された。

その後、放射性物質による環境汚染への対応として、同年8月30日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という）が議員立法により可決・成立し、公布され、同日より一部施行され（同法附則第1条）、同年10月1日、全面的に施行された。

同年11月11日、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「除染に関する緊急実施基本方針」に代わり、「放射性物質汚染対処特措法基本方針」が策定された。

以上のとおり、除染は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「放射性物質汚染対処特措法基本方針」及び「市町村における除染実施ガイドライン」に従い、被告国が主体となって、各市町村と連携して行われている。

本来であれば、当然のことながら、事故を起した加害企業である東京電力がその責任において除染を行わなければならないはずであるが、東京電力は、除染を積極的に行おうとはせず、被告国が主体となって行っているのである。

2012（平成24）年6月27日に公布・施行された「東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、被告国の社会的な責任を明確にし（同法3条）、除染の継続的かつ迅速な実施を求めている（同法7条）。

このことから見ても、原発が国策民営事業であることが十分に裏づけられる。

イ 除染の対象とされている地域

放射性物質は、広範囲に飛散しているが、被告国が除染の対象としているのは、以下の地域のみである。

（ア）除染特別地域（直轄地域、放射性物質汚染対処特措法第25条第1項）

除染特別地域とは、被告国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定されている地域をいう。福島第一原発から半径20キロメートル圏内の地域である「警戒区域」と事故後1年間の積算線量が20mSvを超えるおそれのある区域である「計画的避難区域」が除染特別地域に指定されている。

具体的には、福島県内の11市町村が指定されており、まず、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域が除染特別地域に指定されている。次に、田村市、南相馬市、川俣町、川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域が除染特別地域に指定されている。

（イ）除染実施地域（非直轄地域、放射性物質汚染対処特措法第35条第1項）

市町村が中心となって除染実施計画を策定し、除染を実施する地域をい

う。

年間追加被ばく線量が 1 mSv 以上（平均的な放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上）の地域である 8 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）104 市町村（岩手県 = 3 市、宮城県 = 9 市町村、福島県 = 41 市町村、茨城県 = 20 市町村、栃木県 = 8 市町村、群馬県 = 12 市町村、埼玉県 = 2 市、千葉県 = 9 市町村）が汚染状況重点調査地域（放射性物質汚染対処特措法 32 条 1 項）として指定されている。

各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それにしたがって除染を推進し、被告国は、財政的措置や技術的措置を講ずるとされる。

(ウ) 被告国が除染地域としているのは上記にあげた市町村のみであり、不十分といわざるをえない。しかも、以下に述べるとおり、除染はまったく進んでおらず、住民らの被害を拡大させ続けている。

ウ 除染の進捗状況

(ア) 除染の一般的な工程

除染は、除染モデル実証事業→先行除染→本格除染の順で進められていく。

除染モデル実証事業は、まず、後述する帰還困難区域において実施され、それによって得られた知見が避難指示解除準備区域や居住制限区域における先行除染や本格除染に活用される。

次に、本格的な除染を進めるために、除染活動の拠点となる施設（役場、公民館等）除染を行う地域にアクセスする道路や除染に必要な水等を供給するインフラ施設を対象とした先行的な除染を実施する。

最後に、除染モデル実証事業及び先行除染で得られた知見を活用しつつ、除染計画を策定し、本格的な除染を進めていくのである。

(イ) 除染特別地域（直轄地域）

除染ロードマップでは、避難指示区域が見直され、警戒区域・計画的避難区域に代わって、放射線量に応じて避難指示解除準備区域（年間追加被ばく線量が 20 mSv 以下になると確認された地域）・居住制限区域（年間追加被ばく線量が 20～50 mSv の地域）・帰還困難区域（年間追加被ばく線量が 50 mSv を超える地域）の 3 つの区域が

設けられ、それぞれの区域に応じた除染実施方針が示された。

除染特別地域及びそれ以外の地域において、本格的な除染作業を実施するためには、特別地域内除染実施計画（以下「除染実施計画」という）の策定と仮置場の確保が前提となる。

しかしながら、事故後1年6か月余りが経過した2012（平成24）年9月27日時点においても、除染特別地域に指定された福島県内の11市町村のうち、除染実施計画の策定済みのところは9市町村であり、残り2町は、まだ除染実施計画すら策定されていない。しかも、除染実施計画策定済みの9市町村のうち仮置場を確保して本格除染が始まっているのは、田村市、楢葉町、飯舘村のわずか3市町村にすぎない。

政府は、除染により出た放射性廃棄物を長期間保管するための中間貯蔵施設を福島第1原発及び第2原発の立地する福島県大熊町、双葉町、楢葉町の3町に設ける方針を立て、12カ所の候補地を示したが、3町は受け入れについて白紙を強調し、具体的な進展は見られない。

仮置場は、中間貯蔵施設ができるまで保管することとされているが、中間貯蔵施設ができる見通しが立っていないため、仮置場を確保すること自体が困難となっており、政府の除染計画は大幅に遅れているのである。

しかも、そもそも除染特別地域において除染が可能であるのか極めて疑問である。

切尔ノブイリでは、事故から四半世紀以上たった現在も、強制立ち退きとなった原発の周囲30km以内の約11万人の住民が帰還できる見通しは立っていない。今でも爆発した4号機を覆っている石棺に近づくと、空間放射線量は毎時 $5.24 \mu\text{Sv}$ （年間約 4.6mSv ）を記録したという。

他方、2012年4月22日に日本政府が発表した福島の空間放射線量の将来予測では、十年後にも現在の切尔ノブイリの石棺そばよりも濃度の高い年間 5.0mSv 以上の地域が双葉・大熊・浪江の各町に残るとされている。にもかかわらず、帰還推進を目指すとは到底納得できない方針である。

切尔ノブイリの例から見ても、除染特別地域において除染を行い、放射性物質による汚染を除去し、避難住民らが安全に帰還できると考

えることは極めて困難である。

にもかかわらず、被告国は避難住民に対し、長期間にわたってあるいは永久に帰還できないことを隠ぺいし、被害を過小なものであると誤信させるとともに、早期帰還の実現という大義名分のもと、除染事業を積極的に推進し、後述する巨額な除染利権を確保しようとしているのである。

この被告国の方針が、避難住民を二重・三重に苦しめていることは明らかであり、今現在も被害を拡大させ続けているのである。

(ウ) 除染実施地域（非直轄地域）

除染実施地域においては、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を策定し、本格除染を実施していく。

しかしながら、除染実施地域とされている104市町村のうち除染実施計画の協議を終えているのは、61市町村にすぎず、除染作業は一向に進んでいない。

そもそも、原発を推進してきた被告国がその責任において除染を行う義務を負うべきことはいうまでもない。したがって、除染実施地域においても、市町村が主体となるのではなく、被告国が主体となって除染をすべきなのである。しかしながら、被告国は自らの責任を何らの落ち度のない市町村に押しつけ、放射性物質に汚染された市町村の被害を拡大させ続けているのである。

エ 小括

以上のとおり、除染特別地域及び除染実施地域のいずれにおいても除染作業は進んでいない。除染特別地域においては、そもそも除染が困難な状況にあり、住民らが早期に帰還できるとは到底思えず、巨額の費用を費やし除染自体を進めることに多くの国民は疑問を抱いている。

また、そもそも被告国が示した除染方法は不適切なものであり、今被告国が続けている除染が被害の拡大を防止できてはいない。

(4) 頸在化しつつある放射線被ばくの影響

ア 放射線被ばくによる健康被害

現在、公式には、住民に放射線被ばくによる直接の健康被害は出でていないとされている。

しかし、仮にそのような前提に立ったとしても、それは急性被ばくの症状が出ていないだけであり、放射線被ばくの特性やチェルノブイリ事故の健康被害の状況をみても、健康被害が目に見えてわかるのはこれからであり、決して現時点の状況をもって健康被害が生じていないということはできない。

イ 予想される健康被害

(ア) チェルノブイリでの実証例

チェルノブイリ事故は1986（昭和61）年4月26日に旧ソ連ウクライナのチェルノブイリ原発4号機の原子炉が建屋もろとも爆発炎上した事故である。この事故により放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算にして、約5200PBq（ペタベクレル）とされている。これは、たとえば放射性物質セシウムだけを計算してもヒロシマ型原爆の500個から800個にあたる量が排出された計算になる。

(イ) チェルノブイリ原発事故後的小児性甲状腺がんの激増

1990（平成2）年以降、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアの3カ国における小児甲状腺がんの著しい増加は共通の現象として確認されている。

ベラルーシにおける事故前と事故後の甲状腺がん数は、15歳未満の子どもが事故前（1975～1985）は7名であったのに対し、事故後（1986～1996）は508名であり、事故前に比べ72倍に急増している。一方でおとな（15歳以上）についても増加がみられ、事故前が1342名であったのに対し、事故後は4006名と約4倍となっている。

小児甲状腺がんの患者508名の患者の事故当時の居住地を調べたところ、ウクライナと接する高汚染州であるゴメリ州が52.8%，ブレスト州が24%であり、チェルノブイリ原発から近い地域の患者が多くいることがわかっている。1996（平成8）年4月のIAEA（国際原子力機関）、WHO（世界保健機関）、EU（欧州連合）三者による合同国際会議「チェルノブイリ事故から10年」では、現時点でチェルノブイリ事故と因果関係が明らかであると特定される健康障害は、小児の甲状腺がんであると報告されており、原発事故後に小児性甲状腺がんが激増したことは、国際的に認められているところである。

福島第一原発から放出された放射性物質の量、同原発から住民らが居住していた距離を考えれば、フクシマでも同様の被害、いやむしろチェルノブイリ以上の被害が予想される。

ウ 福島の現状

現在、福島においても、子どもたちの甲状腺異常が指摘されている。

福島県は、2012（平成24）年3月末日までに、18歳以下の田村市、南相馬市、伊達市、川俣市、広野町、楢葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、葛尾町の住民38,114人を対象に、甲状腺検査を行った。

この検査結果によると、5.1mm以上のしこりや20.1mm以上の嚢胞（液体が入った袋のようなもの）を認めたものが186人おり、全体の0.5%であった。そして、5.0mm以下のしこりや20.0mm以下の嚢胞を認めたものが13,460人おり、全体の35.3%に及んだ。

さらに、2012（平成24）年度の甲状腺検査の結果、5.1mm以上のしこりや20.1mm以上の嚢胞を認めたものの数は239人（0.6%）に増加しており、5.0mm以下のしこりや20.0mm以下の嚢胞を認めたものの数も18,119人（43.1%）に急激に増加しており、しかも、2012（平成24）年11月17日の報道によれば、すでに甲状腺がんが疑われ二次検査を要すると判断された女児が現れたとのことである。

チェルノブイリ事故後、数年してから、周辺住民の子どもたちの甲状腺がんが増えていったことからすると、福島の子どもたちにあらわれた上記の甲状腺の異常が数年のうちにがんに発展する可能性を暗示しているといえる。

小児性甲状腺がんについては、今後生じうる健康被害の一例を示したにすぎない。今後、子どものみならず大人へも影響が生じうることは、過去のチェルノブイリ原発事故や長崎・広島の原爆症の統計上も明らかといえる。

エ 健康調査の実態

（ア）健康調査の必要性

放射線は目に見えるものではなく、放射線に被ばくしても痛みを感じるものでもない。したがって住民らは、事故当時自分たちがどれほど被ばくしたかを実感することができず、また自分で正確な被ばく線量を測ることもできない。

さらに現在も福島に暮らしている人々は、除染がなされていない地域で暮らしているのであり、現在進行形で被ばくが続いている。

自覚症状が現れにくいこと、また現在も被ばくし続けていることから、継続的に健康調査を行い、住民らの健康状態を把握し、被ばくによる各種疾病の発症リスクを低くしていく必要がある。

また健康調査は、事故後も福島に住んでいる住民たちだけでなく、事故後に避難し現在も避難先で暮らしている人々についても行っていかねばならない。上述したように、福島原発事故直後のヨウ素131やセシウム137は東北地方をはじめ関東一円にまで飛散していたのであり、避難者の大多数も被ばくしているのである。

そして、被告国や自治体はそれらの健康調査を行うだけでなく、その結果をすべて公表していかねばならない。被告国や自治体が開示情報を限定することで、被害を小さくみせ、隠された被害が拡大していくことがあつてはならない。

(イ) 被告国・自治体による健康調査の実態

福島県は、2011（平成23）年5月27日、200万人の全県民を対象に、30年程度の健康調査をすることを決め、同年6月中旬にスタートさせた。県民が福島第一原発事故当時、どれだけ被ばくしたのかというデータはないため、問診票で、事故後2週間について細かな行動記録をつけてもらい、被ばく量を推計するというものである。

他方放射線量の高い地域ではホールボディカウンターなどで全身の線量を測り、尿検査も行う。これと行動記録の相関関係を調べ、他の人の推計にも役立てるというものである。

さらに、福島県は2011（平成23）年10月から二年半をかけて、上記のとおり、18歳以下の甲状腺検査を行っている。

しかし、これらの健康調査については、たとえば、異常がみられない場合は経過観察として2年後まで検査を受けられない、またセカンドオピニオンも受けにくくなど種々の問題点がある。

オ 小括

放射性物質の拡散による周辺住民らの健康被害は、未だ目に見えていない部分も多い。しかしそれは、健康被害が生じていないわけではなく、チェルノブイリ事故による健康被害を見ればわかるように近い将来必ず表面化てくる被害である。被告国は、この晩発性の健康被害に備え、定期的継続的な健康調査を始めている。しかしその調査の方法、分析の手法、結果の公表の

あり方によっては、調査項目を限定する、調査の結果を一部のみ公表することなどにより被害を小さく見せもしくは被害を表に出さないようにする可能性がある。福島第一原発事故以前にも被告国や電力会社は、放射線のリスクについて不十分かつ誤った情報を意図的に流布し、事故後も、被告国は放射性物質の飛散・分布状況も伝えず「直ちに健康被害は生じない」などと無責任な説明を繰り返し、懸命に被ばくリスクを矮小化して見せてきた経緯があるからである。重大な健康被害を隠し、被害を増幅させないためにも今後適切な健康調査がなされているか、調査のすべてが正しく公表されているかを常に検証していかなければならないし、本件訴訟においても徹底的な検証が行われなければならない。

（5）原発労働者の被ばく

ア 原発労働者の必要性

福島第一原発事故により、放射性物質が日々大量に外部に放出されている。そのため事故収束作業が急務となっているが、通常運転や定期検査時と大きく異なるのは、高濃度の放射線が降り注ぐ中で作業にあたらなければならぬことである。大量の放射性物質の放出から家族や地域を守るため、フクシマフィフティなどと英雄扱いされた労働者が生命を賭して事故処理にあたったことは記憶に新しい。

被告国により、原発労働者の被ばく線量限度は、緊急時の上限100mSvから250mSvに引き上げられた。そもそも従来の基準自体が一般人の20倍であったところ、今回の引き上げにより、45倍になった。事故処理にあたっては、高線量被ばくが予想されるため、これまでの基準では作業に支障が出ることから引き上げられたものであり、被告国が労働者の高線量被ばくを容認し、労働者の生命、健康よりも作業効率を優先していることを端的に示している。

報道によれば、事故当時の菅直人首相も、現場の労働者に対し、「逃げるな」と発言したとされるが、この発言自体、原発という存在が、個人の尊厳、人格的生存と相容れないものであることを象徴するものといえる。

そして、NHKの報道によれば、福島第一原発では、現在も、毎日300人の原発労働者が事故処理作業に従事しており、被告国は、福島原発4基の廃炉まで30～40年かかると試算し、廃炉のため今後5年で4万人の労

働者が必要とも試算している。

イ 変わらない加害の構造

福島第一原発における事故処理に従事する労働者を確保するための多重下請構造、すなわち、東京電力→元請け（「東電工業」「東京エネシス」「東電環境」、「日立」）→一次下請け（地元建設会社、日立プラントテクノロジー）→二次下請け（中小企業）…六次・七次下請けといった構造は、事故前と変わらず存在する。

原発ジプシーだけでなく、震災によって仕事を失くした者が、生活のため、初めて原発作業に従事するケースもある。

原発労働者は、現在も放射線を放出し続けている原子炉建屋内がどのような状態かわからないまま、過酷な作業に従事している。2012（平成24）年3月14日、原子炉建屋内に初めて人が立ち入ったが、放射線量が160mSv/hと非常に高く、正確な状況把握は未だできていない。

報道によれば、2012（平成24）年1月末時点では、福島第一原発の事故処理にあたった作業員約2万人のうち、50mSv超～100mSvは756人、100mSv超は167人にのぼる。被ばく線量の限度を超えた原発労働者の検診のための補助金は、2011（平成23）年12月で打ち切られてしまっております。後の健康被害を把握する仕組みも整っていないのが現状である。このように、原発労働者の生命身体の安全は、ないがしろにされている。

また、相変わらず、被ばく隠しが横行している。事故直後の2011（平成23）年3月15～31日の間、延べ3000人以上の原発労働者に線量計を装着させていなかったことや、線量計を鉛カバーで覆わせて被ばく量を少なく見せかけていたことも報じられている。

ウ 小括

結局、福島第一原発事故後も、被告国と電力会社による、国策民営、労働者使い捨ての本質的な加害構造は全く変わっていない。福島第一原発事故によって被ばくの危険性が非常に高まっているなかで、継続的、膨大な原発労働者が不可欠となり、むしろ、原発労働者の使い捨てはさらに深刻になっている。このような原発労働者の被害なくして原発事故は収束できない。原発は、労働者の人格的生存そのものを無視するものである。

(6) 産業にもたらされた影響

ア 原発事故の産業に対する影響については、警戒区域、計画的避難区域等の設定による住民の強制的な避難や、国による出荷制限・摂取制限により、福島県にとどまらず多方面に影響が出ている。

イ 福島第一原発の周辺はもともと第一次産業が盛んな地域であった。第一次産業は土地、河川、海洋といった自然を基盤として成立するものである。こうした生産基盤が放射性物質によって汚染されたことにより、地域の産業はまさに壊滅的な打撃を受けている。

(ア) 国は原発事故から約1か月後の2011（平成23）年4月21日、福島第一原発から半径20kmの範囲を警戒区域に、翌22日には年間積算線量が20mSvに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定した。また、同日には緊急時避難準備区域も設定されている。計画的避難区域、警戒区域の住民は強制避難の対象であり、立ち入りも厳しく制限された。そのためこれらの区域内に農地がある農家は農業を継続することが不可能となっている。また、家畜を有していた事業者の中には、家畜を放置して避難せざるを得ないケースも存在した。こうした家畜の多くが餓死したものと考えられている。こうした地域ではまさにそこで長年にわたり営まれてきた「生業」が崩壊してしまったのである。

また、廃業にまで至っていなくても、従業員が離散してしまっていたり、生産設備や事業所が区域内にあることから使用できず、事業継続が極めて困難な状況に追い込まれていたりする事業者は多い。それでも人件費といった固定費の負担が発生することから経済的に行き詰まってしまう事業者もある。事業所や生産拠点を移転するケースも報告されており、地域産業や雇用への影響は計り知れないものがある。

(イ) 水産業については、2011（平成23）年4月2日、福島第一原発から空間線量で1,000mSvを超える汚染水が海洋へ流出していることが確認されたことを受け、福島県漁業協同組合連合会が2012（平成24）年4月7日の会合で福島県内の海域における漁業を全面的に停止することを決定している。この時以降、漁業者は「生業」を奪われたままである。

福島第一原発事故から1年3か月が経過した2012（平成24）年6月以降、一部の魚介類で試験漁業が始まっているが、本格稼働にはまだ

ほど遠い状況である。関連する水産加工業者や仲買人等の流通業者には廃業する者や県外へ流出する者も後絶たない。

ウ 原発事故による影響は福島県内にとどまるものではない。

(ア) 被告国は、原発事故による放射性物質の拡散に伴って、2011（平成23）年3月21日、福島県、栃木県、群馬県及び茨城県産のカキナ、ホウレンソウと、福島県産の原乳に対して出荷制限を指示した。2日後の平成23年3月23日には制限が拡張され、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブなども出荷制限の対象となっている。また、同日には特定の産地のホウレンソウ、コマツナ、キャベツ等が摂取制限の対象となっている。

その後も次々と出荷制限・摂取制限の対象は拡張されていった。事故から1年半以上が経過した現在においても、一部解除はなされているが、多くの食品について出荷制限・摂取制限が実施されている。制限の対象となった食品のごく一部を挙げるだけでも、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、たけのこ、ウメ、大豆、イノシシ・クマ・シカの肉、アユ・イワナ・ヤマメ（養殖を除く。）、茶など多岐にわたっており、対象となっている県も13に及ぶ。

(イ) こうした出荷制限・摂取制限が次々と発令される中で、食品産業に対して大きな影響が生じている。放射性物質という人体に悪影響を及ぼす物質が拡散してしまったことにより、食の安全・安心に対する信頼が揺らいでしまった。他にも、原材料が放射性物質に汚染されていないかの検査を取引先から要請されたり、出荷停止により生産量が減少したことから原材料費が高騰したりといった様々な影響が生じている。

日本政策金融公庫が食品関係企業を対象に2011（平成23）年7月に実施した調査では、原発事故による影響について「今までに直接、間接、もしくは両方の影響が出ている」「影響はなかったが今後に影響が出る見込み」と回答した企業は、全国平均で約67%に上る。地域ごとでは、東北（約72%）、北関東（約82%）、南関東（約80%）の数値が高くなっている一方で、福島第一原発から遠く離れた中国、四国、九州においても約半数以上の企業で影響が出ているあるいは影響が出る見込みとなっている。調査結果からは福島第一原発事故による影響が日本全国に及んでいることが見て取れる。

(ウ) 観光への影響も深刻である。2012（平成24）年度の『観光白書』によれば、訪日外国人旅行者数は、2011（平成23）年2月までは前年を上回る推移を示していたが、東日本大震災が発生した同年3月は前年同月比49.7%と大幅に減少している。2011（平成23）年の訪日外国人旅行者数は622万人であり、過去最高の861万人を記録した平成22年から比べて約3割の減少となっている。

原発事故後、全国的には徐々に外国人観光客数は持ち直しつつあるのに対し、東北地方は大きく減少したままであり、2011（平成23）年3月以降、前年同月比でみると7割～9割の減少となっている。

観光は、その地域の風土、歴史、文化などの「資源」によって成立する複合的な産業である。原発事故によって福島のみならず近隣県の「資源」は大きく損なわれてしまった。こうした「資源」の回復なくして観光業の復興もあり得ない。しかしながら、放射性物質の除染や地域の再生に全く目途が立っていない現状では観光業の復興も将来が見えない状況にあると言わざるを得ない。

エ こうした原発事故の被害額はどれくらいになるか。「東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書」によれば、原発事故による要賠償額について、営業損害として1915億円、いわゆる風評被害として1兆3039億円としている。この数値は個々の事業者の損害を積算して算出したものではないことからあくまでも参考値として見るべきものであるが、そうだとしても凄まじい金額である。現在実施されている賠償作業が困難を極めていることからしても、被害回復への道のりは遠いと言わざるを得ない。

オ 小括

放射性物質によって農地や山林、漁場といった生産の基盤を汚染された。事業者は、被告国が一方的に行った避難区域の線引きによって廃業に追い込まれてしまったり、事業継続が極めて困難な状況に追い詰められたりしている。原発事故は地域の産業構造そのものを破壊・変容させてしまうものであり、まさに根こそぎの被害というべきものである。

そして復興への道程も放射性物質という目に見えない恐怖によって阻まれており、「震災」「津波」からの復興とは違った特質をもつものである。

（7）社会的被害

原発事故により継続して放出される夥しい量の放射性物質は、極めて広範囲に拡散し、降り注ぐことで、多大な数の住民に対し被ばく等の深刻な被害をもたらすことは勿論、これに留まらず、これら住民の所属する地域社会そのものに対し、致命的な影響を与えることになる。

この、地域社会が被る「致死的な被害」こそ原発事故特有の被害態様であり、本項は、このような地域的（社会的）被害と被害をもたらす加害構造について、総論的に論じるものである。

ア 本項における地域「社会」とは

まず、地域とは、国語的には「区切られた土地」、「土地の区域」（広辞苑・第6版）という程度の意味である。

もっとも、このように場所的な意味に限定せず、当該地域内に居住する人間集団の生活の営みや人ととの精神的・経済的・社会的・政治的な「つながり」をも考慮した場合、地域とは、単に個々人の「起居寝食をする場」、「仕事し収入を得る場」にとどまるものではなく、「自然環境、経済、文化（社会・政治）といった諸要素の複合体である。」ということができる（福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書・7頁）。

この点、地域経済学の中村剛治郎教授によれば、地域とは「人間が共同して自然に働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一員として、人間らしく生きる場、生活の基本的圏域であり、人間発達の場、自己実現の場、文化を継承し創造していく場である。この意味で、地域は自然環境、経済、文化（社会・政治）という3つの要素の複合体であるといえよう。地域は、人間の定住圏という限られた範囲の中で、多面的な機能をもつ、まとまりある生活圏として構成されなければならない。」ということになる（福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書・7頁）。

「地域」をこのような意味でとらえた場合、我々の日常生活は「地域」と切り離すことができない。即ち、我々は、日常における様々な活動を通して地域に働きかけ、また、地域から恩恵を受けつつ生活していると言い得る。

イ 原発事故による「地域的（社会的）被害」と加害構造

（ア）原発の「致死的な危険」の発現としての「ふるさと」の喪失

ところが、原発事故により放射性物質が広範囲に拡散すると、自然環境は汚染される。ある者は選択の余地なく生活の本拠を奪われ、同時に雇用（生業）を奪われ、喪失する。それは、「ふるさと」での生活を奪われるこ

とを意味する。そして、「ふるさと」を奪われた人が多ければ多いほど「ふるさと」たる当該地域の文化・伝統の存続・継承も危機に直面する。福島第一原発事故において、福島第一原発の立地体たる大熊町や双葉町、その周辺自治体である浪江町や富岡町は、事あるごとに原発事故の影響・被害を過小評価する被告国の方針によっても「警戒区域」指定により人の立ち入りが禁止され、これら町民は「ふるさと」を喪失した。

このように「放射能汚染」を直接の原因とした「ふるさと」の喪失は、まさに原発の有する「致命的な危険」が発現したものであり、その被害の責任は、当然、国策民営で原発を推進・稼働してきた被告国及び電力会社（東京電力）に存する。

(イ) 被告国・東京電力の「二重の作為」がもたらす「地域社会の分断」

前述したように、福島第一原発事故の加害責任は被告国・東京電力に存するのであるから、両者に対しては真摯に、かつ適切な被害対応を行い、被害発生・拡大の防止や早急な被害回復に努めなければならない。その主なものは、正確な事故や被害情報の周知と、これを前提とした除染、賠償、被ばく調査や治療等の各方策である。

ところが、被告国や東京電力は、事故後現在に至るまで「不誠実な加害者」としての態度に終始している。

例えば、被告国は、福島第一原発事故直後から一貫して、放射性物質の放出量・拡散量を過小に見積もり、被ばくによる人体への影響についても、「直ちに健康に影響はない。」、「 100 mSv 以下は安全」などと喧伝して被害の隠ぺい・矮小化を図ろうとしている。また、避難や除染等の対象となる避難区域指定でも「年間被ばく量 20 mSv 」という、従来の一般国民の年間許容被ばく量 1 mSv の 20 倍もの基準を設置し、賠償額や除染対象地域の低廉化を図っている。さらに、がれきの処理については、事故後早期の段階から「広域処理」の方針を打ち出し、被ばく問題を隠ぺい・矮小化しつつ、「絆」という市民が受け入れやすい言葉を濫用して、いわゆる「汚染がれき」の処理を各地方自治体に押し付けている。

他方、東京電力は、放射性物質は「無主物」と主張したり、また自ら作成した賠償基準を被害者に押し付けたりするなど、被害を被害と認めず、加害者として不誠実極まりない対応を取り続けている。除染に至っては、完全に「国任せ」であり、原発稼働主体、つまり福島第一原発事

故により放射能汚染をもたらした張本人として意識が完全に欠如している。

こうして、警戒区域の住民のみならず、避難指示の対象地域外で居住する者であっても、「避難か，在留か」、「生業を捨てるか，否か」、「賠償を受けられるか，否か，あるいはその額は幾らか」、「被ばくを甘受するか，否か。」「がれきを受け入れるか，否か」など不合理な選択を余儀なくされる。

その結果、家族間、地域住民間、あるいは各自治体の住民間と言った様々な人間関係の中に対立と分断が生まれ、ひいてそれまで定住圏の中に一体となって存在していた地域の「多面的な機能」、すなわち「自然環境、経済、文化（社会・政治）」などの諸要素はバラバラに解体・喪失され、地域を分断してしまう。

このように、福島第一原発事故による「地域社会の分断」という被害は、被告国及び東京電力の「致命的な危険」を内包する原発の稼働という「作為」と、両者の上記不誠実かつ不合理な事故対応という「作為」の「二重の作為」により発生したものと言うべきである。

ウ 地域的・社会的被害を論ずる意味—原発事故による被害の特質

ところで、ある地域が被る環境被害、あるいは当該地域内の少なからぬ住民が被る人的・経済的被害という意味における地域的（社会的）被害であれば、原発事故に限らず大規模自然災害や公害でも生じうる。

もっとも、東北地方太平洋沖地震と当該地震による津波は自然災害であるが、福島第一原発事故は、これまで繰り返し述べてきたとおり被告国と東京電力が一体となって、環境への影響や住民ひいて国民の安全を無視又は軽視して一方的強行的に推し進めてきた原発政策の結果発生したという意味において、明らかに「人災」であり、その被害は「公害」である。また、通常の大規模自然災害における被害は、災害がやめば復旧が可能となるし、通常の公害であれば、原因が究明できれば少なくとも被害の拡大は防止できる。

しかし、原発事故による被害は、原子炉ないし原発施設からの放射性物質の拡散を止めなければ被害拡大を防止できないところ、放射性物質の放出源たる原子炉等に近いほど放射性物質による放射線量が高くなり、高線量被ばくのおそれから人が容易に近づけない場所となる。放射性物質の放出源たる原子炉等に近づけないということは、即ち、放射性物質の拡散を防止する措

置がとれず、その放出を止める、あるいは遮断する術がないということである。

また、現代の医学では被ばくしたDNAを修復することはできず、かつ現在の科学によっては放射性物質を「消失」させることはできない。そこで、人は、放射線による身体的影響から逃れるためには可能な限り被ばくを避けるしかなく、被ばくを避けるためには放射性物質ないし放射性物質により汚染された物質から離れるか、逆にこれら物質を「移動」(除染)するしかない。

ところが、前述のとおり原子炉ないし原発施設からの放射性物質の拡散を止めることができなければ、せっかく放射性物質ないし放射性物質による汚染物質を取り除いても、さらにその上に新たな放射性物質が降り注ぐため、結局、被ばくを避けるためにはその土地から離れるしかない。

このように、除染による原状回復にも限界があるうえ、除染によって生ずる放射性廃棄物の処理方法すら未だ定まっていないという問題もある。

その結果、原発事故による避難は長期に及び、現に福島第一原発事故において被告国の指定した避難対象地域では、数十年単位で人の居住や立ち入りが制限され、現在でも数百キロにも及ぶ広大な地域が「無人の荒野」と化している。こうして、福島第一原発事故では、公害事案とは比較し得ないほど広範囲に及んだ被害により、幾つもの自治体が存亡の危機に立たされているという、まさに前代未聞の被害が生じている。

このような「地域社会自体の不可逆的崩壊」こそ、自然災害やこれまでの公害事件ではみられない、原発事故特有の被害態様である。

二 小結

以上述べたとおり、「地域社会自体の不可逆的崩壊」こそ、自然災害やこれまでの公害事件ではみられない、原発事故特有の被害態様であり、しかも当該被害は、国策民営体制により国と電力会社が強硬に推し進めてきた利潤追求・安全度外視の原発政策による必然の結果であり、人災以外の何物でもない。

福島第一原発事故がさまざまと見せつけた当該被害態様とその加害構造こそ、原告が、原発事故をもって「最大最悪の産業公害事件である」と断じる所以である。

今後、原発事故がもたらす地域的（社会的）被害について、福島第一原発事故における被害の実態を踏まえつつ、具体的に論じる予定である。

(8) 不十分な損害賠償制度

ア 損害賠償制度の仕組み

これまで述べてきた原発事故による多大な被害について、原発被災者の事後的な救済を図る制度として損害賠償制度があり、原発事故に関する損害賠償制度を定めているのが「原子力損害の賠償に関する法律」である。

同法によると、まず、被災者に対して賠償責任を負うのは、原子力事業者のみとされ（第4条1項）、原子力事業者の損害賠償額が賠償措置額を超え、かつ、被害者救済のために必要であるときは、国は原子力事業者に対し原子力事業者が損害賠償するために必要な援助を行う（第16条1項）とされる。

原子力事業者のみに責任を集中させた理由について、文部科学省は、「原子力事業者に機器等を提供している関連事業者は免責し、関連事業者が安定的に資材を提供することを可能にして、原子力事業の健全な発展に資する」と説明しており、ここでも被告国が原子力事業者と一体となって原子力政策を推進してきたことが窺える。

イ 損害賠償制度の実態

原発被災者が東京電力に対して損害賠償する方法としては、①東京電力の請求書用紙による賠償請求、②原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という）に対する和解仲介の申立て、③民事調停ないし民事訴訟による請求がある。

（ア）①について、東京電力は、自ら請求書の送付先を選別しており、原発被災者すべてに送付してはいない。加害企業でありながら、被害者を選別しているのである。

2012（平成24）年11月9日現在で個人の請求受付件数が27万3000件で、合意件数は22万3000件、法人・個人事業主の請求受付件数が12万1000件で合意件数が9万8000件というように、事故から約1年8か月が経過した時点でも簡易・迅速に行われるべき損害の賠償が終了していない。

また、東京電力は、加害企業でありながら自ら賠償基準を策定することによって被害そのものを線引きしており、原発被災者が低廉な賠償額で応じている事例も多く、まさに水俣病の加害企業チソが繰り広げた「見舞金契約」の再現である。

被告国（原子力損害賠償紛争審査会）においても、福島第一原発事故を引き起こした共同加害行為者でありながら、同様の被害者の線引きに加担しており、しかも、上記のように被害が著しく矮小化された避難基準を賠償基準と連動させることにより、東京電力と一体となって被害者の切り捨てを行い、被害をより一層深刻なものとしている。

(イ) ②紛争解決センターは、原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された公的な紛争解決機関である。

紛争解決センター活動状況報告書によると、初期段階（2011（平成23）年9月～12月）の活動実績は、申立件数の総計は521件で、同年12月28日までの和解件数はわずか2件にすぎず、申立から和解成立までの目標審理期間（3か月）は全く達成できていない。紛争解決センターの円滑・迅速な解決という目的は全く達せられていない。

なお、遅延となっている要因が東京電力の不誠実な手続き遂行対応にあるとして、2012（平成24）年7月5日、紛争解決センター統括委員会から、東京電力の対応に問題のある事例が公表されており（原子力損害賠償紛争解決センターホームページより）、東京電力の加害企業としての自覚のなさと、賠償額を抑えて飽くまで企業利益を図ろうとする基本姿勢が如実に現われている。

(ウ) 紛争解決センターによる和解が不成立になった場合など、東京電力が提示する賠償内容に合意できないときは、民事調停ないし民事訴訟によって東京電力に対し損害賠償請求を行わざるをえない。

この場合、損害賠償を受けるまでに長期間を要し、円滑・迅速な被害者救済は図れない。

東京電力が提示する損害賠償額が低廉であるため、近時、被災者の民事訴訟による損害賠償請求が増加しており、今後益々増加していくと思われる。

ウ 損害賠償額について

以上見てきたとおり、東京電力による損害賠償は極めて不十分であるが、それでも、東京電力は、2012（平成24）年11月9日時点で、避難者に支払った額が1兆4200億円に上ったと報告している。

被告国は、すでに東京電力による損害賠償請求資金に充てるために、1兆円を超える公的資金を注入して東京電力を事实上国有化したが、国家予算が

逼迫している現在において、今後被告国がどれだけ支援を続けるかも明確でない。

金銭賠償もままならない状況は原発被災者に対し、不安を与え、2次的な被害をもたらし続けているのである。

エ 金銭賠償による事後回復は不可能である

(ア) 原発事故における被害

原発事故による被害は、①「放射性物質汚染による直接的被害」(大気・土壤・水の汚染、体外及び体内被ばくによる健康被害)、②長期的かつ強制的な「避難による被害」(避難生活そのものによる苦痛、仕事・財産・人間関係の喪失及び地域の分断等)に区別できる。これらの被害は原発事故による避難のために「長期的(一部は半永久的に)元の居住地へ戻ることができない」ことによるもので、原発事故特有の被害と言い換えることができる。

原発事故による被害は、自然災害での避難と異なり放射性物質の特性上、いつまでという期限を設けることができない。このことも避難住民の精神的苦痛を増幅させている要因となっている(以上、福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書・131頁)。

(イ) 金銭換算できない精神的苦痛

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針における精神的損害の賠償額は、一律1か月1人10万円としている(当初は、事故発生から6か月を1か月1人10万円、その後の6か月を1か月1人5万円としていた)。

東京電力はこの中間指針に従い一律の賠償額を提示している。

しかしながら、精神的苦痛は、原発事故の被害の中でも、個人によって多様でかつ金銭換算することが非常に難しいあるいは不可能な被害である。

特に、①土地や地域・自然に密着した営みの喪失、②自分の土地で働く自由の喪失、③関係性・コミュニティ歴史の喪失の3つの精神的苦痛は、それぞれの地域の自然や生活に密着した営みや、長年の間に形成された相互の人間関係、コミュニティに基づくもので、「避難住民自らが元の生活に戻る」ことなしには回復不可能なものが多数含まれている。

これらは、働いたり、人と交流したりすることで得られてきた「主体的に社会とかかわり、自立して生きる誇り」の喪失である。それらの精神的苦痛は金銭換算できない損失あるいは喪失であり、賠償で補うことが極め

て難しいものである（福島原発事故による避難住民の被害実態調査報告書・131頁以下）。

このように金銭賠償による回復が不可能であるため、避難者の苦痛の事後の回復は不可能であるといわざるをえない。

東日本大震災と福島第一原発事故は未曾有の被害に加え、受け止めきれない現実と将来への悲観を原発被災者にもたらした。助かっても不自由な避難生活などで精神的に追い詰められて命を自ら絶つ「2次犠牲」が後を絶たない。

原発事故では、自死の取扱いが定まらず、実態も不明確であるとされるが（河北新報）、新聞報道によると、少なくとも3人が原発事故によって自殺に追い込まれた。

2011（平成23）年5月18日、計画的避難区域に指定された川俣町に居住していた女性がガソリンをかぶり焼身自殺を図るという痛ましい出来事が起こった。女性は避難生活で気詰まりして心理的負担が増大し、うつの症状が見られたという。

2012（平成24）年5月28日には、浪江町で一時帰宅した男性が将来を悲観して自殺し、同年6月10日には、避難指示解除準備区域である南相馬市で農業男性が自殺したとみられている。岩手、宮城、福島、茨城の4県は、震災関連死のうち原発事故避難者の該当数について回答を拒んでいる（河北新報）ことからすると、これら被害者は氷山の一角にすぎず、正式な調査を行えば、自殺者の数は増加するものと思われる。

原発事故によって自殺に追い込まれた避難者がいることからすれば、金銭賠償のみでは、事後の救済が不可能であることが明らかである。今後の調査により、正式な自殺者の数が判明していく度に事後の回復が不可能な被害の存在が裏づけられていくことになる。

5 全国に拡大する福島第一原発事故の被害

（1）がれきの拡散、汚染された生産品等の流通等による社会的混乱・軋轢

事故により放出され、また、現在も放出され続けている大量の放射性物質は、前述したとおり、広範な地域、海域に降り注いでいる。

本項では、その結果、放射性物質が付着したがれき（廃棄物）や生産品等が世界中に拡散されたことによる被害について述べる。

以下、廃棄物の問題、汚染された產品等について述べるが、あくまで現時点での判明している拡散された被害について述べており、必ずしも以下に挙げる項目に限られるものではない。今後、新たな被害が判明した場合には、適宜追加して主張する予定である。

ア 廃棄物処理の問題

震災により多くの家屋や自然が破壊され、いたるところに、多種多量の廃棄物が産まれた。また、震災後も一部損壊となっていた家屋を倒壊させたり、新たに伐木等を行うなど復興に伴って廃棄物が新たに産まれている。

これら廃棄物には、2011（平成23）年3月14日、福島第一原発3号機が爆発した前後から、多核種かつ多量の放射性物質が降り注ぎ、付着することになった。現に、同年6月25日には、東京都の江戸川清掃工場において焼却後の主灰から $592\text{Bq}/\text{kg}$ 、飛灰から $9740\text{Bq}/\text{kg}$ の放射性セシウムが検出されている（江戸川区ホームページ）。

この結果、これらの廃棄物を処理する過程において多様な被害が生じている。

本項では、この廃棄物処理の過程において生じている被害について概観する。

（ア）広域処理による放射性物質の拡散

福島第一原発3号機が爆発したのと同じ日、政府は、災害廃棄物の広域処理について全国に協力要請をしている。

震災が起きてからたった3日目のことであり、政府が放射性物質の放出・付着に気付くことができたにもかかわらず、その点に関する配慮もないまま拙速に放射性物質の全国規模での拡散がここで決定された。

これ以降、被告国（環境省）は、災害廃棄物の広域処理を推進し、一旦放出された放射性物質は廃棄物に付着したまま再度全国規模で拡散し、これまで述べてきたような被害が重ねて生じることとなった。

また、広域処理によって、各地で放射性物質が付着した廃棄物が焼却あるいは再生利用あるいは埋め立てられることになるが、これらのいずれの処理方法についても各地の住民の被ばくを防ぐ手段がないのである。

さらには、焼却工場や最終処分場も放射性物質の付着により汚染させられるところ、これらの施設の最終的な処分についても検討を要することになるのである。

以上のとおり、広域処理により、放射性物質が拡散させられたため、廃棄物を受け入れる各自治体の住民からは強力な反対運動が巻き起こることになった。

例えば、宮城県の災害廃棄物の受け入れを決めた福岡県北九州市では、2012（平成24）年5月の試験焼却の際に、廃棄物を搬入するトラックの通行を妨害しているとして警察が焼却工場の正門前に座り込んで抗議活動を行っていた住民らを排除し、これに抵抗しようとした住民2名を公務執行妨害で逮捕するという事態にまで発展したことが報じられた。

このような反対運動に対し、市は、宮城県との絆、広域処理の必要性を声高に強調し、焼却を強行している。

この結果、反対運動を行う住民らと上記のような市の姿勢を支持する住民らとの間に軋轢を生じ、住民の間で分断が生じている。また、これは被災自治体の住民らと廃棄物の受け入れ自治体の住民らとの軋轢も生じている。

実際には、環境省が当初発表した広域処理に回す宮城県内の廃棄物の量（344万トン）は、その後、大幅に改められ（127万トン）、広域処理の必要性に疑問を生じさせるほどに減少している。

こうした社会的な混乱や住民間の軋轢は、上記のような広域処理によって生み出された新たな社会的被害である。

（イ）高濃度に汚染された廃棄物処理の危険性と困難性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、第2条第1項において、廃棄物から「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。」とし、放射性廃棄物を除外している。

ここにいう「放射性物質」とは原子炉等規制法によれば、セシウム137の濃度について $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以上の物を指すため（クリアランスレベル）、福島第一原発事故以前は、廃棄物について、放射性セシウムの濃度が $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以上のものは、焼却等の処理ができないこととされていた。

このクリアランスレベルについては、同法制定当初からそれ自体の数値の高さが指摘されていた。

にもかかわらず、福島第一原発事故により、高濃度に汚染された廃棄物が大量に生じたことから、環境省を中心に、被告国は、いかにすればこの

基準をさらに緩和できるのかについて検討を始めた。

この結果、被告国（環境省）が策定したのが「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」である。これによれば、可燃物について焼却処理が可能とされ、焼却処理後の主灰や不燃物等について $8000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下のものについて埋立処分を可能としている。また、再生利用すら可能とされている。

その後、この方針は、福島県内の災害廃棄物にとどまらず、すべての災害廃棄物について採用されることになった。

しかし、福島第一原発事故後の緊急時だからという理由のみで、事故以前から存在する基準値を無視することに合理的な理由などない。

これは、高濃度に汚染された廃棄物を処理する「ために」作られた基準と言わざるを得ない。

結局、この方針に従い、 $8000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の廃棄物が焼却、埋め立て、再利用されており、高濃度の放射性物質が何の安全対策も採られないまま拡散している。

また、これは前述した廃棄物（焼却灰）についても同様であるが、下水汚泥が大量に発生しているため、これをおいておくための一時保管所が満杯となって、行き場を失っているのである。

こうした廃棄物や汚泥の処理方法が確立されていないところ、これらを住民らの被ばくなしに処理しようとすればそのコストは膨大なものとなるため、これを処理することは非常に困難である。

（ウ）廃棄物処理に対する東京電力の無責任性

以上のような廃棄物の拡散によって生じている被害について、放射性物質を放出し、その行方に本来的に責任を負うべき東京電力は何の措置も講じておらず、政府も東京電力の責任を問うことすらしていない。

放射性物質の付着した廃棄物を焼却、埋立、再利用する際に放射能に対する安全対策として採られる種々の措置に要した経費は東京電力が負担すべきものであるところ、廃棄物処理に責任、経済的負担を負うのは自治体ひいてはその自治体の住民となっているのである。

（エ）下水汚泥などの問題

報道によれば、2011（平成23）年5月4日、福島市堀河町の終末処理場で放射性セシウムが44万6000Bqも検出され、その後、栃木、

茨城、新潟、神奈川、東京など各地の下水処理汚泥からも相次いで放射性物質が検出された。

これに対応して、同月12日、被告国（原子力災害対策本部）は、「福島県内の下水処理副次産物の当面の取り扱いに関する考え方について」や、同年6月16日に「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取り扱いに関する考え方」という通知を発出し、後者において「800Bq/kgでは制限なしに埋立可能」としている。

下水処理汚泥から放射性物質が発見されているということは、同じ放射性物質が人体あるいは我々の生活空間を通過してきたということにはならない。

この他にも、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料（家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）や高濃度汚染水をどのように処理すべきかの目途が立っていないという問題もある。

イ 汚染された生産品の流通等

（ア）農畜産物・水産物

現在、被告国（厚生労働省）は、地域別出荷制限等の手段により、放射能に汚染された生産品の流通を防いでいる。

しかし、このような制限は、福島第一原発事故直後に行われたものではなく、当然、制限をするまでの間に、こうした生産品を流通させていたため、これが消費者の体内に入っている。

また、消費者からみても、放射能による被害が隠され続けているため、自らや家族を守るために自主的に放射能を測定したり、産地表示に注意して購入するなどの手段を講じさせられている。

もっとも、こうした手段をとっても測定には限界があるし、産地表示を偽装されるような事態になっている。

（イ）母乳汚染

母乳調査・母子支援ネットワークによれば、震災後の早い段階で千葉県・茨城県の女性の母乳からヨウ素131が36.3Bq/kg検出された（同ネットワークホームページより）。

その後、2011（平成23）年4月30日の被告国（厚生労働省）の緊急調査が行われ、事故後6週間経過時点で、福島県・茨城県・千葉県の7名の女性の母乳から2.2~8.0Bq/kgのヨウ素131が検出さ

れた。

ヨウ素131の半減期が約8日であるとされているところ、上記の検出時点から遡って推計すれば、上記の女性らが体内に放射性物質を取り込んだ当時はより放射能濃度は高かったといえ、相当程度の放射性物質を体内に取り込んだと考えられる。

これは、前述した生産品の流通による被害が現に生じていることを示しているし、それ以上に深刻なのは、放射能に対する防御機能が弱いとされている乳児にまで放射能による被害が生じているということである。

ウ まとめ

以上のとおり、放射性物質が付着したがれきや生産品が世界中に拡散されたことにより、健康被害以外にも様々な被害が生じている。

加えて、がれきや生産品等の拡散により、我々の生活が、こうした放射性物質がもたらす放射能に、複合的に汚染されることになったということも重要である。

すなわち、放射能に汚染された廃棄物を再利用した自宅で放射性物質に汚染された食事をとり、外出すれば環境（大気、土壤、海洋）が放射能に汚染されているという生活によって、我々は、通常であれば浴びる必要のない放射線を、複合的に浴びることになってしまったのである。

そして、これまで、被告国や電力会社が一体となって、こうした放射能による被害の深刻さを安全神話の下に隠し続けてきたため、我々は、常に放射能に対する恐怖に怯えて暮らさなければならなくなっているのである。

（2）除染に伴う巨額の利権構造

被告国が除染の対象とする地域は広範囲に及び、政府が見込む除染関連費は、2013（平成25）年度までも計1兆円にのぼるが、今後除染が本格化すれば、除染費用が莫大になることは必至であり、数十兆円に及ぶとも百兆円に及ぶとも言われている。

原発事故に伴い新たに巨額の「除染利権」が誕生したのである。

被告国の除染事業を発注するのは、環境省が福島市に開設した福島環境再生事務所である。

すでに昨年11月末から除染モデル実証事業が始まったが、そこでは除染をめぐって原子力村の利権構造が浮き彫りとなっている。

除染モデル実証事業を受託したのは、原発を推進してきた独立行政法人の日本原子力研究開発機構である。被告国からの約119億円の委託費に対し、三つの共同企業体（JV）への再委託費は総額約72億円。実に40億円以上の“ピンハネ”である。

さらに問題なのは、再委託先のJVである。

再委託先のJVの幹事会社は、原発建設の受注でトップ3を占める大手ゼネコン、鹿島建設、大林組、大成建設である。原発建設の実績がそのまま横すべりして、除染ビジネスの受注に反映された形である。

原発は業界で「打ち出の小槌」と呼ばれ、1号機の建屋を請け負ったゼネコンが後発基の建屋も総取りするのが慣例という。全国の全57基（総建設費約13兆円）の原子炉建屋のうち、鹿島は24基、大林組は11基、大成建設は10基の建設実績を誇る。福島第一原発は6基とも鹿島が受注した。

要するに、原発利権にあずかった者たちがいま除染利権にあずかっているのであり、原子力村の「焼け太り」、あるいは「マッチポンプ」である。政府が進める除染事業に効果があろうとなかろうと、予算がついて除染事業ができればいいのである。

除染事業でも、ゼネコンはマージンが狙いであり、実際に作業をするのは下請けや孫請けである。

このように原発事故後においても、原子力村を中心とする利権構造は現存しているのである。被告国が懸命に無駄な除染事業を続けているのも、この利権構造を維持するためなのである。

被告国は避難住民らよりもゼネコンの利益を優先し、避難住民らの被害をより一層拡大させているのである。

また、除染事業に巨額に資金を投入することは、電気料金の値上げや増税に繋がるものであり、避難住民らのみならず、日本国民全体に被害を及ぼすものであり、その被害は甚大なものである。

（3）莫大な事故処理費用

政府の東京電力に関する経営・財務調査委員会が2011（平成23）年10月3日に提出した委員会報告によれば、福島第一原発1号機から4号機の廃炉費用は、総計1兆1510億円と見積もられ（77頁～）、東京電力が賠償す

べき損害額としては、一過性の損害分として約2兆6184億円、年度ごとに発生しうる損害分として初年度(平成23年3月11日～平成24年3月末日)分約1兆246億円、2年目以降単年度分として約8972億円と試算されている(89頁～)。

東京電力においても、2012(平成24)年4月23日時点で、賠償に必要な総額を2兆5462億円と見積もっている。

しかしながら、これらの被告国や東京電力の試算からは、1兆円とも数百兆円とも試算される除染費用が捨象されており、明らかに過小評価であった。

東京電力は、2012(平成24)年4～6月期連結決算において3000億円近い純損失を計上し、政府の原子力損害賠償支援機構は、同年7月31日、東京電力への1兆円の出資を行った。これにより東京電力は実質国有化されたが、そこで出資された1兆円は、いうまでもなく国民の税金である。

また、東京電力は、2012(平成24)年9月1日より、一般向け電気料金を平均8.46%値上げすることを発表しており、東京電力以外の電力各社も原発に依存した経営体質によってもたらされた赤字を補てんするため、こぞって電気料金の値上げを申請している。

このように、福島第一原発事故がもたらした莫大な経済的負担は、すべて国民の負担に転嫁されることになる。

さらに、東京電力は、2012(平成24)年11月7日、2013～2014年度の中期経営計画において、福島第一原発事故にかかる除染、賠償費用の総額が、5月の「総合特別事業計画」で想定した上限5兆円にとどまらず、10兆円に倍増する可能性がある発表し、廃炉費用についても、1兆円弱の引き当てに比べさらに巨額に上る可能性があるとした。東京電力は、「一企業のみの努力では到底対応しきれない」などと開き直り「国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請」している。

このように、福島第一原発事故をめぐる事故処理費用は、とどまるところをしらず拡大を続けている。

そして、このような莫大な事故処理費用は、すべて国民に転嫁され、しかも、そのような国民負担すらも、原発関連の加害企業にばらまかれていくことになるのである。

原発をめぐる加害の構造は、福島第一事故以前よりも一層その実態を顕わにして、被害を拡大、増幅させているのである。

6 福島第一原発事故の『最悪シナリオ』

これまでに述べてきた福島第一原発事故の被害は、原告らが玄海原発によって曝されている危害を投影するものであり、その被害の実態は本件訴訟において徹底的に解明されなければならない。

しかしながら、このような福島第一原発事故によってもたらされた被害ですらも、原告らが玄海原発によって曝されている真の危害の規模を完全に表現できるものではない。

すなわち、政府は、2011（平成23）年3月25日、福島第一原発事故の被害規模を想定するため、『福島第一原子力発電所の不測事態シナリオ』、通称『最悪のシナリオ』を極秘裏に作成しており、そこでは、「水素爆発で一号機の原子炉格納容器が壊れ、放射線量が上昇して作業員全員が撤退したとの想定で、注水による冷却ができなくなった二号機、三号機の原子炉や、一号機から四号機の使用済み核燃料プールから放射性物質が放出されると、強制移転区域は半径170キロ以上、希望者の移転を認める区域が東京都を含む半径250キロに及ぶ可能性がある」とされている。無論、事故当時、このような『最悪のシナリオ』が国民に公表されることはない。

当時の内閣総理大臣であった菅直人氏は、『最悪シナリオ』を目の当たりにしたときの心境を、自らの著書「東電福島原発事故 総理大臣として考えたこと」（幻冬舎新書）において次のように語っている。

「私が個人的に考えていたことが、専門家によって科学的に裏付けられたことになり、やはりそうであったかと、背筋が凍りつく思いだった・・・半径250キロとなると、青森県を除く東北地方のほぼすべてと、新潟県のほぼすべて、長野県の一部、そして首都圏を含む関東の大部分となり、約五千人が居住している。つまり、五千人の避難が必要ということになる。・・・『五千人の数十年にわたる避難』となると、SF小説でも小松左京氏の『日本沈没』くらいしかないであろう想定だ。過去に参考になる事例など外国にもないだろう。・・・

現在の日本には戒厳令は存在しないが、戒厳令に近い強権を発動する以外、整然とした避難は無理であろう。・・・

鉄道と道路、空港は政府の完全管理下に置く必要があるだろう。そうしなけ

れば計画的な移動は不可能だ。自分で動けない、入院している人や介護施設にいる高齢者にはどこへどのように移動してもらうか。妊婦や子どもたちだけでも先に疎開させたほうがいいのか。考えなければならない問題は限りなくある。

どの段階で皇室に避難していただくかも慎重に判断しなければならない。

国民の非難と並行して、政府としては、国の機関の避難のことも考えなければならない。これは事実上の遷都となる。中央省庁、国会、最高裁の移転が必要だ。その他多くの行政機関も二五〇キロ圏内から出ていかなければならぬ。平時であれば、計画を作成するだけでも二年、いや、もっとかかるかもしれない。それを数週間で計画から実施までやり上げなければならない。

大震災における日本人の冷静な行動は国際的に評価されたが、数週間で五千万人の避難となれば、それこそ地獄絵だ。五千万人の人生が破壊されてしまうのだ。『日本沈没』が現実のものとなるのだ。

どうか想像してほしい。自分が避難するように指示された際にどうしたか。

引越しではないので、家財道具はそのままにして逃げることになる。何を持って行けるのか。家族は一緒に行動できるのか。どこへ避難するのか。西日本に親戚のある方は一時的にそこへ身を寄せられるかもしれない。しかし、どうにか避難したとしても、仕事はどうする。家はどうする。子供の学校はどうなる。

・・・これは空想の話ではない。紙一重で現実となつた話なのだ。・・・

仮に、どうにか五千万人が避難できたとしても、『最悪のシナリオ』は終わらない。

二五〇キロ圏内に数十年にわたり、人が住めなくなるという事態を想像して欲しい。

その地域で農業、牧畜、漁業に従事していた人々は、住むところだけでなく職も失う。工場で働いていた人々も、大企業の工場であれば、国外を含めた他の工場へ配置転換されるかもしれないが、町工場はそのまま倒産、失業だろう。個人商店も同様だ。デパート、スーパーなどの流通業も全国規模の会社であれば倒産は免れるかもしれないが、人員整理は必至だ。鉄道、ガス、通信といった地域サービスを提供する会社も東日本では仕事がなくなる。・・・

避難した人たちの住宅の手当も必要だ。一千万戸以上の仮設住宅など、不可能である。・・・

学校はどうなるのだろう。避難区域内にあった私立の学校は経営が成り立たなくなる。大学も同じだ。学生や教授は避難できても、実験施設などはそのまま残していくしかない。病人や高齢者を受け入れられるだけの病院や施設はあるか。

避難区域外の企業としても、取引先が東京であれば、売掛金の回収が不可能になるし、今後の得意先を失うことになる。直接・間接を問わず、全業種・全企業に影響が出る。

経済の混乱は必至である。そうなれば、株の取引も停止するしかない。円も大きく下落するだろう。日本経済全体が奈落の底に落ちていくことになる。

東京の地価は暴落どころではないかもしれない。一方で大阪や名古屋は地価が高騰するかもしれない。土地の売買の停止も必要になる。こうなると資本主義、私有財産という概念も否定せざるを得ない。

海外に移住する人も出てくるだろう。まさに、『日本沈没』に描かれている状況だ。

いったい、国はいくら支出しなければならないのか。その財源はどこにあるのだ。

さらに、二五〇キロ圏内が避難という事態は、同時に大気と海によって世界中に放射能をまき散らしている状態になっていることも意味する。そのことへの国際的批判と賠償を求める声に、日本は国としてどう対応できるのか。東電という民間企業に責任をなすりつけることは許されないだろうし、だいたい東電が対応できる次元のことではなくなっている。・・・

原発の重大事故は起きない。その前提に立って日本の社会はできていた。原発を五四基も作ったのもその前提があったからだ。法律も制度も、政治も経済も、あるいは文化すらも、原発事故は起きないという前提で動いていた。何も構えがなかったと言つていい。だから、現実に原発事故が起きた際に対応できなかつた。

政治家も電力会社も監督官庁も『想定していなかった』と言うのは、ある意味で事実なのだ。自戒を込めて、そう断言する。」(20~29頁)

「なぜ二号機の圧力は急低下したのか・・・これはそういう設計になっていたのでもなければ、マニュアルに書かれていた手順通りにしたらそうなつたのでもなく、誰かが苦肉の策として考えて意図的にどこかに穴を開けたのでもない。どこか脆くなっていたところがあつたのか、圧力上昇で穴が開いたのであ

る。・・・もし二号機の格納容器がゴム風船が破裂するように爆発していたら、もう誰も近づけなくなっていたはずだ・・・

つまり、私たちは幸運にも助かったのだ。幸運だったという以外、総括のしようがない。そして、その幸運が今後もあるとはとても思えないのだ・・・

もし幸運にも助かったから原発は今後も大丈夫だと考える人がいたら、元寇の時に神風が吹いて助かったから太平洋戦争も負けないと考えていた軍部の一部と同じだ。神風を信じることはできない。」(118~120頁)

以上は、他ならぬ我が国内閣総理大臣であった人物の言である。

福島第一原発事故によって我々が直面していた危機は、福島或いは東日本という一地域の危機ではなく、菅氏の言葉を借りるならば『日本沈没』の危機だったのである。また、『日本沈没』を救ったのは、被告らが謳う科学技術ではなく、まったくの『幸運』であったと総括されているのである。

菅氏が用いた『日本沈没』との表現は決して誇張ではない。

被告国は、福島第一原発事故から遡ること50年以上前の1960(昭和35)年4月、原発事故がもたらす損害額について「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」をとりまとめており、そこでは、原発事故がもたらす損害額は、最大で3兆7300億円(当時)にのぼることが推計されている。

1960年当時の大卒初任給は1万2190円であり、国家予算は約1.7兆円である。3兆7300億円という数字は、国家予算の2倍を越える試算だったのである。

このような賠償額を、一民間企業に過ぎない電力会社が負担できないことは自明のことであり、被告国においても、国家予算の2倍もの賠償金を負担できる保証はない。

我が国で初めて原子力発電が行われたのは1963年(昭和38年)のことであり、原発という科学技術が日本という国家そのものを壊滅させる危険性を有していることは、原発の導入段階からすでに明らかだったのである。

このように、原告らが玄海原発によって曝されている危害は、我々の生命・身体はいうに及ばず、人格的生存の基盤となる自然環境や地域社会はもとより、国家そのものを破壊される危険性なのである。

7 福島第一原発事故後も繰り返される情報の隠ぺいとメディア支配、地域支配

被告国と電力会社による情報の隠ぺいとメディア支配は、福島第一原発事故後も全く衰えるどころか、むしろその姿勢は顕著となり、露骨なものとなっている。

これまでに述べてきたように、被告国や東京電力は、福島第一原発事故の真の危険性を隠ぺいし、放射線被ばくの真のリスクを隠ぺいし、放射性物質の真の汚染状況を隠ぺいし、「頑張ろう、福島」の美名のもとに被災住民を汚染地域に圧し留めて被害を隠ぺいし、その被害を一層深刻なものとしている。

被告国と東京電力は、2011（平成23）年12月16日、福島第一原発の危機が全く去っていないにもかかわらず、突如として福島第一原発の原子炉が冷温停止状態になったなどとして事故の収束を高らかに宣言して幕引きを図り、2012（平成24）年7月には、メディアを用いて夏場の電力不足を謳う一大キャンペーンを張り、安全性が全く確認できていない大飯原発の再稼働を強行した。

被告九州電力においても、夏場の電力不足を謳って徹底した情報操作を繰り広げたことは記憶に新しく、このことは原告ら準備書面1に詳述したとおりである。

被告九州電力をはじめとする電力会社が、我が国を壊滅させる危険を度外視してまで原発の再稼働に固執する唯一の動機は、自社の損失を回避すること以外はない。

原発マネーに自治体財政を完全に支配された原発立地は、福島第一原発事故後も住民の安全を度外視して原発再稼働を訴えており、電力会社による地域支配は事故後も全く揺らぐことなく貫徹されている。原発によって元来の産業を破壊された原発立地の財政は原発停止によって完全に破たんし、原発によって元来の生業を破壊された原発立地の住民は、原発停止により原発に依存した生業を再び破壊されようとしている。

玄海町も全く例外ではない。

8 小括

このように、原発事故は、原発によって搾取、破壊されてきた原発立地をはじめ、我が国の広大な国土の自然環境と地域社会を一瞬にして半永久的かつ壊滅的に破壊するものであり、その被害の広がりや深刻さは、もはや被告九州電力をはじめとする電力会社や被告国において事後的に回復できる規模を遥かに凌駕し、国家の存亡をも脅かすものである。

第4 結語

以上、原告らは、原告らが本件訴訟において主張する被害、すなわち被告らの加害の構造によってもたらされてきた我々の人格的生存、人格的生存の基盤となる自然環境や地域社会に対するあらゆる危害の総体について、全体像を示してきた。

原告らは、今後、本書面において概要を示した各被害について、更に詳細な主張を行っていく予定である。

本件訴訟は、福島第一原発事故を受けて史上最大の規模で提起された訴訟である。このような歴史的な訴訟を付託された御府には、福島第一原発事故という未曾有の産業公害事件を引き起こした被告らの加害の歴史を総括するとともに、今後明らかにされていく人類史上最大最悪の産業公害として顕在化していく「フクシマ」の被害を余すところなく解明することが、歴史的に期待されている。

以上